

○**政府委員** 法律上明らかならなっておりますのは、抑せのとりの時点まででございます。

○**細谷委員** 十二分の十というのは法律上四十八年度までは保証する。その後は一体どうなるのですか。

○**政府委員** これも法律にございますように、石炭、石油それぞれの対策に必要な費用というものを勘案いたしまして予算で定めるといふように法律案では相なっております。

○**細谷委員** 予算で定めるといふことは、法律上は十二分の十ということでは保証しないということもあり得るといふことですね。そうでしょう。いかがですか。

○**政府委員** 四十八年度末まで現在の石炭特別会計法の額というものが法律上それらの種類別に明記されたという点につきまして、経緯をひとつ御説明させていただきます。

一つには、現在石炭鉱業審議会におきまして今後の石炭の基本対策というものが検討されておるわけでございますが、遺憾ながら、その検討が手間どつておりまして、現在のところ、まだ今後の基本対策、したがってそれに要する財源というものの見通しが明確でないということが実は一つの理由でございます。

もう一つの事情といたしまして、御案内のように、関税収入でございますが、原油について、A、B、Cそれぞれの重油につきまして額が変わっております。そのうちのそれぞれの一定額が法律上明記されておりました。現在の石炭特別会計の歳入ということになっておりますが、その中には暫定関税部分が入っております。その暫定関税といたしましては関税法のほうで規定されておりました。いまのところ四十八年度まではいいまして、税率審議会等におきまして、今後の関税水準についてはまた別途その期限切れの前に慎重な検討をするんだというふうなことが別途行なわれておるといふような事情が実はございます。そういう点を考えまして、現在の特別会計法におきましてはつきりいたしております四十八年度末までとい

うものは現在どおりの額を入れるということでございます。いまして、その後におきましては一体いかにするかというところが、現在もいままで申し上げました二つの理由もございましてここに明記いたしかねるという事情が一つございまして、いづれにいたしまして、四十九年度以降におきましても、石炭対策に必要な経費というものは、全体の十二分の十二の関税収入の総額の中で、これは政府として、通産省としては確保をいたすという基本方針でございます。

○**細谷委員** いまの局長のおことばで、四十八年度以降も、いまの法律間の関係、もう一つは、石炭鉱業審議会の石炭問題についての答申が公開されているため、こういうことであるけれども、四十九年度以降もこの法律が存続する、要するに、五十二年三月三十一日まで十二分の十は確保する、こういう通産省のお考えだということをおっしゃられたですね。そうだとするならば、暫定関税等の問題があるにいたしまして、この特別会計の存続期間を四十八年度末から五十一年度末までにしたのならば、関税のほうの暫定関税のほう、そちらのほうをその段階で直せばいいのであつて、なぜこの附則の会計の存続期間だけを直してこの特別会計を直さなかったのか。あなたがおっしゃるとおりなら、直していいじゃないですか。産炭地の人たちは、こういう形について非常に不安を持っているのです。ですから、あなたがそこまでおっしゃっているのなら、びしゃつとこれは会計の存続期間を法律的に裏づけられたらどうですか。それでいいはずですよ。できない理由ないでしょう。いかがですか。

○**政府委員** 先ほどの御答弁に対する補足でございます。いまの石炭特別会計法においてどうなつておるか申しますと、石炭特別会計に繰り入れる関税の額でございますけれども、原油につきましては六百四十円のうち五百三十円、それからA重油、B重油それぞれございまして、一番多いC重油でございますが、たしか六百六十円

のうちの二百九十円というふうなことにそれぞれ額がきめられておりました。その分母に当たります関税のそれぞれの額という中に暫定関税というものが実は入つておるわけでございます。この暫定関税をどうするかという問題につきまして、関税率審議会としても、今後慎重にまた洗い直しをして検討をしなければならぬというふうな附帯決議も実はついておるような事情もございまして、現在のところ、分母に当たる額を一体幾らにするかというところは、政府として、これは大蔵省が主管でございますけれども、まだきめかねておる、今後の検討課題であるといふふうになっておるわけでございます。私も通産事務当局として、少なくとも現在程度の暫定関税を含めた関税収入というものは、三年とか五年とかという期間に限りず確保を要する、わが国のエネルギー対策の安定財源にすべきであらう。外国ではなるほどそういう関税というものはほとんどないかもしれませんが、やはりわが国の場合には、こういう資源のない国であり、必要である、こういう判断を通産事務当局としてはつきり持っております。

ただ政府全体としてまだそれが公式の決定には至つておらない、今後なお検討を要する、こういうことでございます。通産省としては、いま申し上げたような姿勢で今後も引き続き努力をいたします。

○**細谷委員** 今度の答弁でばけちやったんですね。通産省の考えだけだ。重油関税の十二分の十相当額というものを、この会計が存続する四十九年度以降も確保するんだ、これは通産省の考えだ、こういうことですね。ですから、この法律の改正にあつて「必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより」といふのですから、これはどうなるかわからぬと思うのです。これは当然なことだと私は思うのです。あなた、いまの暫定関税の問題で分母が動くかもしれないと言われた。あなたの言ひ分なら、分子はきまつておるわけですよ。そうなるとするならば、この特別会計の法律としては、附則で特別会計の存続期間が五

十一年度末というのになつたのですから、これは今度できるわけですね、石炭石油特別会計という形で出るわけですから。きちんとそちらのほうも、四十八年度末にやなくて、五十一年度末にするのが当然じゃないかと私は思うのです。

大蔵省にお尋ねします。どうなんでしょうか、通産省の考えと大蔵省の考え、違ひの点はどうですか。

○**徳田説明員** お答えいたします。財政当局の立場といたしましては、この限られた国民の税金と申しますか、その財源を数多くの需要に對しまして合理的に配分する、そういう立場からは、特定の収入を特定の目的に固定するということは、原則としては好ましくないわけでございます。先生御存じのとおり、石炭対策特別会計は、おそらく唯一の例外と思ひます。が、石炭対策、特に、先生御指摘のような産炭地振興対策のために特別な措置をとつてきておるわけでございます。で、これを引き継ぎました石炭石油特別会計でございますが、いま申し上げましたように、まあ特別会計としては非常に異例の形でございまして、これは当然、財源——もちろんこれを使ひます使途のほうも問題でございますけれども、また財源のほうとの結びつきも配意しなければならぬ。そこで、この石炭石油特別会計の、先生の御指摘のような点の勘案にあたりましては、先ほど通産省から答弁がございましたように、石炭対策について、いわゆる第五次策につきましては、目下石炭鉱業審議会という審議を重ねて、まだ結論が出てないということもございまして、また、これも通産省から答弁ございましたけれども、まず財源に対する配意をいたしまして、この特別会計の特定財源であるその原油関税につきましては、暫定税率が四十八年度限りでございまして、これから先はもう一度関税率審議会の審議を経なければならぬわけでございます。また、その関税率審議会の審議経過を見ますと、この点につきまして、やはり特定の財源を特定の目的に使うということにいろいろ御異議を述べられる委員もいろいろございますので、そ

う面の配慮もしなければならぬわけでありま
す。

そのようなことも勘案いたしまして、これを総
合的に見まして、一応現在の制度といたしまして
は、四十九年度以降につきましては、この財源を
固定化してしまおうということは適当ではない、こ
のように判断いたしまして現在の措置をとった次
第でございます。

○細谷委員 財源を固定化することはよろしくな
いということばは、これはもう一歩進んで解釈い
たしますと、四十八年度までは石炭勘定を十二分
の十、石油勘定を十二分の二ということだけれど
も、これについては違つた意見を持つておる人も
あるので、財源を固定することはいかぬから、暫
定関税が四十八年度末で終わるそのことを理由に
して、結局四十九年度以降は、いまの情勢からい
くと、十二分の十を減らす、こういう意図だと推
定するのが常識だろうと思うのです。ですから、
全国津々浦々で産炭地関係で不満、不安が起
こっているのだ、こう思うのですよ。

私の感想としては、局長の言うのと大蔵省の主
計官の言うのと少し違いますよ。大蔵省のほう
は、やはり減らそう、そして石油のほうに財源を
持つていこうとしているのです。特別会計で重
油関税というものを全部一本で受けるけれども、
十対二という割合は、四十九年度以降は石油のほ
うへ重点を持つていこう、こういう意図がある、
こういうふうには考えられないじゃないですか。
通産省の局長の意向と大蔵省の主計官の意
向、いまの答弁では違いますよ。いかがですか。

○荏政府委員 現在の石炭特別会計は、御案内の
ように、四十二年から四十六年度一ぱいでちやう
ど五年でございます。その間の関税の総収入を見
ますと約五千億でございます、そのうち約四千
億が――原油については幾らものうち幾ら、C重油
については幾らものうち幾らという積み上げ計算の
結果、約四千億入つてまいりました。私ども、こ
れは見通しでございますけれども、今後この特別
会計、四十七年以降五年間でどれくらいかという

実は目算をいろいろ立てておりますが、かつて十
数%ずつ年々伸びてまいりました原油の輸入とい
うものも、今後の経済が安定成長のラインに乗る
という場合に当然落ちるかと思ひます。一〇%を
下回るような、九%そこそこというふうな年率
で、非常にかたい目に見えた場合に、今後五年
間で大体七千五百億の総収入がある。五割増しで
ございます。当然、十二分の十というふうな考え
ますと、四千億入つた過去五年の分がまた五割増
しということばで、六千億ぐらいの勘定で私どもは
実はものを見ております。この点は大蔵省でもい
ろいろ御計算になつておりました、数字まで、未
までびたりではございせんけれども、ほぼ七千
五百億、場合によつたら八千億近い数字になるか
もしれませんが、そういうものを総財源に石炭も
石油もやつていこうじゃないかという点について
は、政府としてのコンセンサスは十分にございま
す。今後第五次第で石炭対策を十分に講じなけれ
ばなりません、これは従来よりも予算額を減ら
していくようなことでございせん、これはもう初
めからだれも思つておらないと私は信じておりま
して、やはり第五次第のもとで十分な石炭対策と
いうものは当然講じなければならぬ、そのため
必要な財源というものは確保してまいらうとい
うことを御答弁申し上げておる次第でございます。

なお、石油についてそれは財源があるのか、
石炭に十分使つたあと石油は何をするのかという
こともございまいしょうけれども、この点につきま
してもまだ成案は得ておりませんけれども、現在
通産省といたしましては、保有外貨の活用という
ことで、これは石油公団にも活用できますし、あ
るいは輸出入銀行にも活用できるではないか。大
体わが国でエネルギーに使つております予算とい
うものは、石炭に千億、原子力に五百数十億、石
油関係ではことしが二百六十億程度、脱炭重油等
に対する関税還付、これを補助金とみなしまして
四十七年度の推定が二百億弱、こういうものを全
部ひくくめまして大体二千億程度、七億ドルを
若干下回る程度でございます。今後は円も外貨も

総合的に考えましてエネルギー対策全体をもつと
強化すべきだというのが、通産省としての基本的
な判断でございます、すべてその次元に立ちま
して石炭対策というものの財源は確保するという
方針でございます。そういう気持ちにおきまして
通産省も大蔵省も私は隔たりはない、かように信
じております。

○細谷委員 ちょっと話が、蓄積される外貨問題
までお答えがいっちゃつたのですけれども、それ
はあとでまた質問します。

いまの通産省の局長さんのお答えは、五十一年
度までは、大体において五割ぐらい伸びるという
のですから、九%ぐらいの年率の伸びで六千億円
程度のあれが石炭勘定に投入される可能性があ
る。このことは、十二分の十ということですね、
ことばをかえて言ひますと、その線で大蔵省とコ
ンセンサスはできてゐるというのですから、大蔵
省、それでよろしいのですか。

○徳田説明員 お答えします。

関税の今後の収入見込みについては、実はまだ
確然とした数字は得ておりませんけれども、た
だ、私がちよつと先ほど申し上げたところで、あ
るいは否足らずのために誤解をお招きしたかもし
れませんが、特定財源を特定の目的に使うことは
好ましくないという関税率審議会の意見は、関税
自体を一般財源に回すべきだ、そういう特別の会
計に回すのはおかしい、そういう意見がかなりあ
る。したがひまして、そういう点を考慮いたしま
して、かつまた、第五次第が固まつていないこと
も考慮いたしましてこのような措置がとられたん
だ、こういうことでございまして、石炭とか石油
とか、そういうことを申し上げたわけではござい
ません。

○細谷委員 そういう答えを聞くと、また議論を
とめるわけにいかぬようになるんだな。重油関税
なんというのを特定目的に使うべきじゃない、一
般財源として使うべきである、こういう大蔵省の
議論があるのなら、こういう十二分の十そのま
ま入れるような特別会計をわざわざ今度の国会に

出すということ自体がおかしいでしょう。出して
いるのでしよう。そして五十一年度末までやる
というのでしよう。私が言いたいことは、五十
一年度末までこの石炭石油特別会計というのを動か
していくというならば――あなたのはもう認め
たでしょう。関税は一般財源に使いたんだけれ
ども、特定財源に、石炭石油関係に使つていこう
ということを認めたわけでしょう。ならば、暫定
関税の問題があるけれども、分母は変わるかもしれ
ませんが、現実には四十八年度末までは
あるのですから、分子のほうは固まつてゐるわけ
ですから、おっしゃる通りに、その辺はコンセン
サスがあるというのですから、この辺はつきりし
たらいいんじゃないですか。あなたのことは矛盾
があるですよ。一般財源に使いたいのというのな
ら、なぜこういう特別会計を今度新設するのです
か。四十八年度末で切れるのでしよう。そう思う
のですよ。

委員長、この問題についてここで議論しても、
時間がかかつてしょうがない、これはもう大臣に
来ていただかなければいかぬと思ひますから、こ
の問題は私は留保します。これはたいへん重要な
問題です。それで、この点は留保いたしまして次
に進みます。

もう一つ石炭にとつては重要な問題であります
が、産炭地域振興を推進する機関として、産炭地
域振興事業団というのが現存しているわけであ
る。これを今度は工業再配置とくつつけて、工業
再配置・産炭地域振興公団法――事業団が公団に
なつて、そして工業再配置がくつついた。これ
は一体どういう意図でおやりになつたのですか。
行管のほうでは、事業団、公団等を新設すること
はいかぬという原則がありますから、それにのつ
つて、産炭地域振興事業団というものを改組強
化するという名でおやりになつたという答へが
返つてくるんじゃないかと思うのですけれども、
そういうことですか。

○青木政府委員 工業再配置問題と産炭地振興問題とは、私どもの考えでは、相補い相助け合っているような関係の両体系だと思えます。したがって、その実施機関である、新しくつくり出す政府機関としては、従来の産炭地振興事業団を拡充改組いたしまして公団に格上げして、工業再配置の問題もあわせて行なうということによって、より能率的に国家機関としての業務が遂行できるというふうに判断して、その両者の統一をはかったということでございます。

○細谷委員 笑い話ですけれども、産炭地振興事業団というものがあって、工業再配置を今度一緒にやることになるから、産炭地振興、工業再配置という、どっちを先に頭に乘せるかということとで一月の段階で議論があったということでありまして、けれども、事はさういふ産炭地の人たちは、この事業団を、しかも昭和三十年代に石炭問題がたくずれたときに、何といつても産炭地を守つてもらわなければいかぬということで、公団か事業団をつくらねといふ、きょう陳情に参りました全国産炭市町村連合会でも非常に熱心にお願ひした成果として生まれてきたものが、今度はなくなるわけですから、重大な関心を寄せることは当然だと思ふ。

そこで石炭部長、あなたはそうおっしゃいますけれども、工業再配置促進法案の三条ですが、「通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない」と書いてあるのですよ。産炭地振興審議会の意見を聞くなんて書いてないですよ。雲散霧消するじゃないですか。さらに第三項を見ますと、「工業再配置計画は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画、農村地域工業導入基本方針その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画との調和」北海道とか山口とかは入っていないじゃないですか。ど

こでかみ合っているのですか、お答えいただきたい。○田中(芳)政府委員 第一点は、第三条第一項に掲げますように、工場立地及び工業用水審議会の意見を聞いて通産大臣が工業再配置計画を定めることとしたしておるわけでございますが、現在、工場立地及び工業用水審議会定員三十六人という形になっておりますが、この人選と申しますか、委員会の構成につきましては、御指摘の点を踏まえて、私も御趣旨が十分達成せられるように配慮を加えたいということとで現在考えておるわけでございます。

それから第二点の、第三条第三項に掲げます全国総合開発計画等々の各種計画との調和の問題でございますが、ここにございますように「その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画」ということをうたつておるわけでございます。これは、産炭地振興基本計画及びその実施計画は通産大臣が定めることとなつておるわけでございますが、これらの計画につきましましては、当然私も、工業再配置計画、これとの調和をはかつてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○細谷委員 調和を考えていくというのは、石炭部長もお答えいただいたのだが、調和を考えている証拠がどこにあるかということをお聞きしたい。その法律の規定による地域の振興、この中には、近畿圏、首都圏、中部圏、北海道総合開発、沖縄振興開発とあつて、九州とか常磐なんてないですよ。さらに第三条第一項、「工場立地及び工業用水審議会の意見をきいて、工業再配置計画を定めなければならない」産炭地振興審議会というのがあるでしょう。その意見は聞かぬでしょう。どこでかみ合ひののですか、法律的に運用でかみ合ひというんでしょう。そんなばかなことはありませんよ。いままではこの特別委員会は石炭ブローパーの問題として産炭地振興事業団というのをやっておつたでしょう。その法律が今度は工業再配

置というのが頭へくつついて、石炭問題から出ておる重要な産炭地振興の問題というのは、もはやこの石炭委員会の主管の問題じゃなくなるのですよ。

委員長、工業再配置の問題については、商工委員会と連合審査をするように申し入れをしていただきたい、私はこう思うのですが、これは委員長にお願ひしておきます。

いま私が指摘したことについて、お答えがないでしょう。

○田中(芳)政府委員 たいへん舌足らずの答弁であつたことをおわび申し上げます。

産炭地振興事業団を今回改組いたしまして、発展的にこれが拡充をはかり、工業再配置・産炭地振興公団といたしたいと考えておるわけでございます。この公団は、たゞいま御説明申し上げました工業再配置促進法案、御審議中の法案及び産炭地振興臨時措置法を受けまして業務を行なう形になるわけでございます。その意味で、工業再配置の計画を定めますときは、全国的な規模のもとに、しかもそれらの地域振興に関する計画を十分考慮してつくるわけでございます。実際の公団の仕事にあたりましては、両者が十分かみ合いますように、両法律のもとにこれらの仕事をやつてまいり、その間に有機的な連携をとつて事業を推進してまいり、こういう考えでございます。

○細谷委員 そうおっしゃいますけれども、この工業再配置促進法の目的の第一条にも、おっしゃつたようなことを書いてないのですよ。どういふことを書いてあるかといふと、「過度に工業が集積している地域から工業の集積の程度が低い地域への工場の移転及び当該地域における工場の新増設」云々と書いてある。産炭地のサの字もないのですよ。そして、具体的には、三条一項、三項で、意見を聞くあはれはないでしょう。ただこれを推進する機関としての工業再配置・産炭地振興公団、これだけで、名前だけでしょう。この産炭地振興事業団を、おもやもひさしも全部

とちやうわけですよ。そうでしょう。そうしか考えられないでしょう。あなたの説明も石炭部長の説明も、運用においてやっていますという、ことであるけれども、深刻な産炭地の問題を運用で片づけるのじゃなくて、せつかくこの法律をつくるならば、御承知のように、産炭地振興審議会の建議書にどう書いてあるかといひますと、こう書いてあるわけですよ。去年の十一月二十四日に出た産炭地振興審議会建議書「産炭地

域への企業導入にあつては、国の立地政策の効率的実施の観点から、過疎過密対策としての全国的な規模での工業の分散再配置対策との調整について充分に配慮し、工業の誘導地域としてすぐれた条件を有している産炭地への企業進出を促進すべきである。」この建議書は工業再配置をやるのはけつこうであるけれども、その場合には、誘導地域としてのすぐれた条件を有しており、すでにその土台も部分的にいままで事業団の努力によつてできつつある産炭地への企業進出を促進しろ、こう書いてあるのですよ。ところが、できた法律は、いま申し上げたように、この建議書の精神なんというものは一字一句もないのですよ。ですから、石炭部長なり、いまの答弁はどうしても理解できない。どうですか、まだ答えるつもりですか。

○田中(芳)政府委員 私どももいたしましては、御承知のように、国土面積の二〇％を占めます太平洋ベルト地帯に工業集積が七三％というような高い率になつておりまして、今後の国土発展ということを考えます上でも、それからまた、いま御指摘がありました産炭地域の状況、一方、大都市における過密の一その進展というやうなことを考えました場合に、やはり開発の起爆力となります工場、工業を地方に分散していくということが何よりも必要だといふふうに考えたわけでありまして。そうした観点から、今回の工業再配置促進法案におきましては、従来の産炭地振興臨時措置法等によりまして、産炭地におきまして工業の立地につきましますの優遇措置その他、いわゆる受

け入れ基盤を整えていただいたわけでございますけれども、しかし、どうも最近の状況を見ますと、都市集中、これは企業内部におきますところばんだから考えますとどうもそちらのほうが得だ、しかし、国民経済的に見れば国民は非常な負担をこうむらざるを得ない、こういうような状況にあるわけでございます。こういう点を是正して、今後はできるだけ、こうした太平洋ベルト地帯を中心とします過密地域から、せつかく御努力いただいて各種の法制を整備していただいた産炭地域等に優先的に企業が出ていくようにしたい、いわば工場を地方に追い出す——と言うと、ちょっとことばがあれかもしれませんが、そちらを主眼に実は法案を考えたわけでございます。

なお、公団につきましても、私どもの考え方といたしまして、従来の産炭地域振興事業団の仕事に加えて今回の工業再配置業務をやらせるというところでございまして、両者かみ合せてその目的を達成したい、私どもはこのように考えておる次第でございます。

○細谷委員 もうあきらめました。

そこで、これはこの法律ではありませんで、商工にかかっておるわけで、先ほど委員長に、これはおもやを明け渡すわけですから、何が何でも連合審査してもらわなければいかぬと言ったが、私はこの委員会にかけろべきだということをここで申し上げるわけじゃないけれども、これはいままでも石特のおもやだったのですよ。そして、ひさしもなくたつと、今度はおもやが商工に移るわけですよ。移るなら移るとして、ひさしらしいものでも、法律の第一条なり、三条一項なり三条の三項——特に三条の三項なんというものはおかしいですよ。北海道総合開発計画、これは産炭地でありまうから、当然なことです。九州は入ってないですよ。九州総合開発計画なんというものは入ってない。あるいは常磐、東東北あるいは南東北、正式には南東北です。南東北の開発計画というものは入ってないですよ。目的にもない。せつかくある産炭地域振興審議会、それが、きわ

めて重要な、産炭地にとって希望の持てるような条件が整備されつつある産炭地、これを誘導地域にしなさいという建議書を出しておる。それを受けてこれが出たおるのに、その一片すらもあつてない法律なんですから、これは石特としては、あるいは産炭地の皆さん方としては、とてもじゃないが、了承できない、こう私は思うのですよ。でありますから、これはこの法律じゃありませんけれども、委員長、この辺を生かした意味において法律の修正をしていただかなければならぬと私は思うのでありますから、ひとつぜひ適合審査を商工に申し入れていただくようにお取り計らいいただきたいと思う。いかがですか。

○鬼木委員長 委員長として申し上げますが、後刻理事会を開会いたしますので、いま細谷君の御要求の件につきましては、理事会で御要望に沿うように協議したいと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

○細谷委員 これはその際に私も詳しく質問をしたいと思ひます。もう一点、田中通産大臣がこの工場再配置の法律を出すにあたって、工業再配置計画指標というものが出されておるわけですよ。これを拝見いたしました。この一六ページに、「従来の立地傾向を延長した場合と各地の開発ポテンシャルに応じた工場再配置目標との対比」という形で、地域別工業出荷額というものが出ております。ここにあらわれておる北海道は、四十五年の地域別工業出荷額のシェアは二・二二なんです。工業再配置をやってみますと、暫定試算として五・八までシェアがなる。北海道にとつてたいへんけっこうなことですよ。九州はどうなるかといひますと、四十五年の実績シェアは、かつて九州は一概経済といわれたけれども、いまや五・五経済ですよ。その五・五というものが、このままほうつておくと三・七になる。ところが、工業再配置をやりますと一一・四になる。昔の一概経済になるといふんですよ。たいへんけっこうな、バラスのビジョンなんですよ。

そこで私はお尋ねしたいのでありますけれども、

も、どちらがお答えになるのか知りませんが、昨年の十二月二十八日にできました産炭地域振興計画と、そのビジョンに掲げられた数字とはどういうつながりを持っているのか、これを通産省のほうの担当のお二人から、どういう関係があるのか、きょうお答えできないならば、私どもを納得させるようなこれとの連関の数字を御提出いただきたいと思ひます。いかがですか。

○田中(芳)政府委員 工業再配置計画につきましては、まだ今国会で御審議の段階でもございまして、また、法律三条に定めるところによりまして、関係行政機関の長の意見を聞いて定めることとなつておるわけでございまして、ただいま御指摘のありました数字につきましては、私どももいたしましてまだ正式に見通した数字ではない形でございます。したがって、いまの時点では、私どももいたしまして、産炭地域との関連につきましては、今後、今後の仕事というふうなことをつきまして、いと思ひます。

○細谷委員 冗談じゃないですよ、あなた。この法律をやっているのに、空のような法律を出されても困るわけですよ。あなたが答えられないなら、事務局長さん、あるいは部長さん、いかぬなら産炭地域振興課長、一体これとどういふ関係があるのか、お答えいただきたい。

○政府委員 産炭地域の振興十カ年計画といひますのも一つの長期の開発の目標でございまして、先生御指摘のいまの数字というものは、数字の検討の煮詰まり方はまだこれから点が多いかと存じますけれども、当然、産炭地域の分の中に含んでの地域全体の——九州とか北海道全体という地域ごとの目標でございまして、産炭地域の分も当然中に入つておる、こういうふうな了解しておるわけでございまして。

○細谷委員 入つておる、入つておるとあなた方はずっと最初から私の質問に対して答えているのだけれども、入つておるのなら、こういう中にどういふかっこうで——びしゃつと産炭地域振興

計画というものが去年の暮れにできているわけですから、そして工業再配置関係指標というものが通産大臣の名前でできているわけですから、これとこの振興計画というものは一体どういふ関係にあるのか、数字的にその連関を示してほしい、こり言つておるわけですよ。固まつたものでなくともいいんですよ。あなたの方の事務当局で当然持つていなければいかぬはずですよ。それでなければこり言つておるわけですよ。法律にはそう書いてございまして、この上だけで、法律にはそう書いてございまして、工場再配置というものと産炭地というものは密接不可分の関係を持っているのだという証拠がないでしょう。その証拠を、いま持つておる手持ちのものだけでも出していただきたい、こり言つておるのですよ。どうですか、部長。いかぬければ課長でもいいですよ。

○青木政府委員 産炭地域振興計画につきましては、昨年審議会の議を経まして政府として正式に決定しまして閣議に報告したものでございまして、片っ方のいまだありました試算は、事務当局が、大臣の命を受けまして、ある想定を置きましてマクロの数字としてはじいたものでございまして、観念的にはこの中に入つておると申し上げるべきだと思ひますが、直接作業の過程においてこれを結びつけた作業はいたしてございせん。

○細谷委員 いまのところ結びつけた作業をしていないというのですけれども、ひとつ次の委員会ぐらいいまだ、こり言つたものと振興計画との関係というものを御提出いただきたいと思ひますが、委員長においてお取り計らいいただきたい。

○田中(芳)政府委員 御指摘の点につきましては、若干時間をいただきますと、私どもとしては、まだ全国的な再配置といひますもの、たとえば六十年度の目標、これの経済成長をどの程度に見るか、また工業の伸びをどの程度に見るべきか、それを地域的に、ただいま御指摘のありましたような地域をどう持つていくかということにつきましては、検討にきわめて時間がかかるのではない

か、かように考えますが、できる限り私どももいたしまして今後御趣旨の線に沿うように進めてまいりたい所存でございます。したがって、若干の御猶予をいただきたい、かように考えておる次第でございます。

○細谷委員 先ほど理事会で、全国鉱業市町村連合会の代表の方が委員長以下各理事に陳情された要望書というものの、「工業再配置促進法、工業再配置・産炭地域振興公団法の制定に当つては、産炭地の振興及び社会資本の有効利用等の見地から、誘導地域への優先指定、進出企業に対する特別優遇措置等の方途を講ぜられたいこと。」まさしく審議会の建議書の内容を受けて、産炭地の代表の方が地域の存続をかけて陳情なさったのです。まあ作業に時間がかかるということであり、私どもは、この次の委員会までと言いましたけれども、ぜひひとつこれを提出していただかなければ、われわれも、この問題を審議して、その辺のめどが立たぬで法律だけ通すなどということ、国会議員として不見識ですよ。徹底的にその辺を納得する段階まではこれはやはり明らかにしなければならぬ、私はこう思っております。

そこで、この話が出てしまいましたが、少し小さい問題になりますけれども、御質問いたしたいと思うのですが、先ほどの陳情を拝見いたしますと、産炭地域の代表の方は、去年この委員会でも問題になりました産炭地域振興臨時措置法の六条について、懸案だった事業税を入れた、これは評価できるということであります。

自治省の近藤課長が見えておりますけれども、事業税をようやくこの法律に入れたのはどういう理由ですか。

○近藤説明員 昨年の国会におきましても、この事業税を導入することにつきまして種々問題がございまして、本委員会あるいは地方行政委員会でも御質問等がございました。局長はそのときの答弁におきまして検討を約束いたしました。その後、本年に入りまして関係各省御相談の結果、今回事業税を入れることにしたわけでございます。

○細谷委員 長い間の懸案であったことを実現いたしましたわけでありまして、この点については、通産当局、特にこの問題で五、六億円の金を交付税で処置しなければならぬ自治省の誠意には感謝いたします。

ところが、この建議書の「事業税の減免補てん措置を講ずるとともに、地方税減免補てん対象業種を拡大すること。」この辺のことについては消化しきってないですよ。消化不良ですが、近藤課長どう思いますか。

○近藤説明員 この種の地域開発立法の税の減免関係につきましては一つの型があるわけでございまして、新産都法の固定資産税、不動産取得税のみという一つの型と、それから低工法などの、それに製造業に関する事業税を加えたものと、それからもう一つ、過疎法と沖繩の離島関係だけだと思っておりますけれども、個人の自営水産業、それから薪炭業等につきまして減免しておる、この三つの型があるわけでございます。

そこで、今度のこの石炭関係につきましては関係各省協議いたしました際に、個人の事業税関係につきましてどうするかということが一つの問題になったわけでございまして、御承知のように、この仕組みは一番初めは過疎法で採用されたものでございまして、それは、過疎地域においてそういう個人の自営業者を定着させたいということでの制度を特に導入いたしまして、それが今度の沖繩の離島というのに拡大されてきておるという経過でございます。

ところで、この産炭地域について見ますと、六条市町村のうちの七割以上だったかと思っておりますが、過疎法と重複いたしておりまして、産炭地域で人口が減少するところとは、その過疎法の規定によりまして、個人のそういう水産業等についで税の減免、交付税による補てんの措置がなされておるわけでございます。あとは人口の流出がそれほどこないというような地区でございまして、これらにつきましては、製造業を営む者の事業税の拡大だけで大体目的は達するのじゃないか

ろうかという考え方のもとに、今回、事業税につきましては、製造業を営む者だけにしたわけでございまして。

なお、そのほかの税につきましても減免するかどうかということになりますと、いままでの開発関係の立法の型というものをどう考えるかということであるという関連するところが多々ございまして、将来の検討事項にさせていただきます。思ったわけでございます。

○細谷委員 通産省にお尋ねいたしますが、将来の検討にゆだねるといふのでありますが、通産省と自治省なりあるいは大蔵省の話し合いの中で、製造業を営む者の事業税だけで満足でございまして、ということと通産省は引き下がったのですか。

○青木政府委員 私どもとしては業種の拡大を希望したわけでございまして、ただいま自治省のほうから御紹介がありましたような議論がありまして、今回は製造業に限ることで意見の一致を見た分で落着いたわけでございまして、けれども、今後引き続き、ほかの業種に必要があるかどうかという実態を十分調べまして検討してまいりたい。もし必要があるならば、自治省のほうとさらに相談してまいりたい、こういうふうに考えております。

○細谷委員 私は、いろいろ問題があるかと思うので、これ以上申し上げませんが、両方とも検討するということでありまして、大蔵省もおりますので、さらに十分検討して対処していただきたい。建議書があるわけですから、お願いしたいと思っております。

そこで、せんだつての委員会でも岡田委員、相沢委員から指摘した点でありますけれども、前国会でも私どもきびしく当時の通産大臣に迫った問題のうち、一つはいま申した事業税で片づいておるわけですが、もう一つの問題点は十一条です。いまの陳情でも「産炭地域振興臨時措置法第十一条を改正し一定の高率補助とされたこと。」と、簡単に高率補助高率補助とおっしゃって来すけれども、いままでのかさ上げ方式がずっと来

ておりますから、簡単に産炭地の皆さんがおっしゃる高率補助というのは離島か何かを目標にしておるのでしょうか、これだと出たり入ったりするのです。ですから、いままでの実績を踏まえるという問題があるので、私は簡単に高率補助なんというところで表現することは問題があると思っております。地元から来ましたが、高率補助ということだけでやるのじゃなく、やはり地元は問題が問題だけにと掘り下げた陳情をすべきじゃないかというのが私の意見です。

ところで、お尋ねしたいことは、さっきの陳情にもありました二つのうちのひとつ、これは自治省が五、六億円かぶった。通産省は何もやっておらぬじゃないですか。十一条の問題については先ほども通産省に不満がぶちまけられておった。何もやっていないですよ。これは一体どうしたことですか、お答えいただけます。

○青木政府委員 十一条の問題につきましては、審議会からの建議もございまして、高率補助というところで予算審議の過程におきまして大蔵省のほうと鋭意折衝したわけでございまして、一つは、地域立法全体の横並びの問題がございまして、一つは、地方財政と国家財政との間のいろいろの入り組んだ関係もございまして、一般的な議論もございまして、予算折衝期間中にいろいろ意見の一致を見なかったのはまことに残念でございます。ただ、何もしなかったのではございまして、事務当局の話し合いがございまして、大臣折衝をしていただきました。大臣間の御相談の結果、引き続き今後両省で検討して、こういうことでございまして、現在引き続いてどういう案がいいかを検討しております。来年度予算要求につきましては、その成果を得ましてもう一べん両省で協議をするように持ってまいりたい、こう思っております。

○細谷委員 両省で話し合いがつかなかったの、検討して来年度実現したいということは、ぜひお答えいただきたいのですが、昨年の石特で

通産大臣がお答えしたことは、来年の国会までに必ず決着をつけようと言ったのですから、この点に関する限りは、委員会に対する約束が実現しなかったというのを率直にお認めになりますか。そうでしょう。来年の国会なんて言っているんですよ。この国会で十一條の問題は通産大臣が約束しているんですよ。それが実現しておらぬのですから、この点に関する限りは、委員会に対する約束は履行できませんでした。申しわけありませんと言わぬでもいいですよ。その事実だけを認められるかどうか。

○青木政府委員 昨年の当委員会が大臣が前向きな答弁をしまして、それが実現しなかったことは、きわめて遺憾に思っております。

○細谷委員 そこで、私は昨年申し上げたわけですけれども、四十五年度にこの十一條に基づいて、建議書は高率補助と書いてないんですよ。補助率の引き上げと書いてあるんですよ。ですから、産炭地の皆さんが言ったように離島並みの高率補助なんて書いてなくて、いろいろ慎重にあらゆるケースを想定して、補助率の引き上げ、こういうふうな建議書は書いてあるんですよ。ところで、現行で四十五年度の――通産省からいただいた資料を見ますと、どういうことになっておるかといまいますと、六条地域が補助率の引き上げによってどのくらいになったかといまいますと、三分の一です。六条地域は六億九千六百五十五万八千円、十条地域は十四億一千五百五十一万一千円です。六七%ですよ。産炭地の問題として一番深刻な六条地域というのが三分の一で、そうしてそういうでないところ、十条指定のところは三分の二、補助金をよけいもらっているわけですね。

そこで、私は個々の市町村について調べてみました。私の住んでおります福岡県というのが一番わかりやすいわけでありまして……全国的にはいま申し上げたとおり。そうしますと、どういう形になっているかといまいますと、福岡県の場合は、六条地域は二億九千七百万ですよ。引き上げ額は三億円です。ところが二条地域は十億円で

すよ。疲弊しておる六条地域が三億円で、そして二条地域は十億円で。その十億円のうち、代表的な市であります北九州市が九億七千万に達しているんですよ。そして石炭できゅうきゅういっている田川市なんというのは八百九十万です。各県のものがありますけれども、北九州市は十億近くいっているんですよ。六条指定できゅうきゅういっているたとえば田川市は八百九十二万、こういう実態なんですね。こういうことになりましたと、もはや来年なんというところで猶予できる筋合いのものでないと思ふのです。いかがですか。

○青木政府委員 数字につきましては、先生御指摘のとおりだと思ひます。われわれのはうといいたしまして、一番疲弊しております六条地域についてこういう制度が十分適用されないというののは、一つの大きな問題点であると考えております。そこで、これは現在検討中の問題でございます。すけれども、その主たる理由は、現行制度では、公共事業の市町村負担額が市町村の標準財政規模の一定割合、たとえば、六条地域につきましては百分の六でございまして、これをこえないと適用されないという点に一つの問題点があるのではないかと考えております。これは本来はこういう市町村に公共事業をたくさんしてもらおう、それによって国の補助をしましよという目的を持った制度だと考えますけれども、実際問題として、非常に疲弊した市町村にはこのバーがなかなか越えられないというのが実態ではないかと思っております。

将来の改正の方向としては、こういう制限を取り払うのも一案かと思っておりますが、そういう方向で今後検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 大蔵省、自治省にお尋ねいたしますが、いま私が四十五年度の実績の数字を申し上げますわけですけれども、これでいいと思ふか。たとえば、全国の代表的な指定市である市が十億ももたらした、そうして六条指定の市町村が全部合わ

さつていってもその三分の一だ。これではこの法の精神が生きてない。これは私は算式にあると思つておるのです。いまおっしゃったように、標準算式、特別算式とあるわけですね。いま部長が言ったのは、特別算式を言っておるわけですね。ここに問題があるのだと思ふのです。これは石炭のほうでこの特別方式というものを数年前につくつて、そうして合意した上でこういう法律ができたわけですけれども、私は問題があると思ふのです。大蔵省、自治省は、この十一條の内容というものが合理的であり、妥当だと思ふかどうか、お尋ねいたします。

○徳田説明員 お答えいたします。

十一條の問題につきましては、確かに先生御指摘のとおり、財政力の乏しいと申しますか、疲弊度が著しくして一定の公共事業のできない市町村に對しては、その対象にならないという矛盾があること、これは確かにわれわれも認めておるところでございます。ただ、今回の改正問題の件につきましまして、石炭部長からいろいろ説明がありまして、離島あるいは過疎地等との権衡その他で問題を残したわけでございます。ただ、これにつきまします一つの対策といたしましては、先生も御存じと思ひますけれども、産炭地域振興臨時交付金につきましまして、制度を改めまして一億六千万増額いたしました。この重点的配分によりまして六条地域に對しても十分な措置をとることを期待しておるわけでありまして。

○細谷委員 私の質問をそらしてはいかぬですよ。特別交付金とかみ合わせてそれで埋めていくんだとおっしゃっておる。自治省どうですか。

○近藤説明員 補助率のかさ上げ方式にはいろいろ方式があることは、先生御承知のとおりだと思います。この産炭地域のいま御指摘になりました現実の事業のやり方等から見まして、十一條については非常に問題があるというところで、前々から通産省のほうにわれわれも申し入れてきてこの改善方をお願いしておるところでございます。これは実現を見ませんでしたけれども、明年を期

して、通産省も内部で御検討いただくようでございます。相協力してもっと実情に合った補助制度にしたいと思つております。

○細谷委員 明年なんて言つて――公式の場では言わなかったかもしれないけれども、明年なんて、そんなに待つていいのですか。私の住んでいる大牟田は、通産省のこの表によると、かさ上げがないんだ。おそろくバーをこえてないのですよ。全国鉱業市町村連合会の会長所在地である代表的な田川市が、さつき言つたように八百九十万、全国一のミニ市といわれる山田市が七十四万円で。全国一のミニ都市です。この山田市といふのはかつて四万五千の人口があつたのですよ。それがいまや一万五千です。それが、仕事ができないものですから、七十四万六千円しかもらつていない。指定市である北九州市は九億七千万ももらつておるんですよ。これを来年なんというところで待てますか。法の趣旨が貫かれてないわけですよ。それはどこからきておるかといふと、十一條の算式に問題がある。でありますから、通産省、このまま一年これでいくのですか。自治省、このままあなた認めるなら――あなたの前の財政課長は、この問題をやつたときに、六条の事業税の問題について産炭地に認めるならば、十一條を直してこなければ、とてもじゃないけれども、自治省は認められないと私に言つておつたでしょう。それがいつの間にか、やるべき通産省のやるものはやらないで、あなたのほうだけ強姦されているじゃないですか。けつこうなことならばこれは強姦されてもいいけれども……自治省も一貫してないですよ、そういう点では。

○近藤説明員 お説のとおり、六条の事業税を入れる際には、当然十一條のほうの国庫補助率のほうの改定もしていただきたいと、すっきりした形でしていただきたいということで、部内でいろいろ折衝いたしました。十一條のほうが諸般の事情によりまして今回は実現を見なかつた。その場合、それなら六条のほうもやめてしまふかという問題は確かにあるかと思ひます。ただし、かし、

いま先生がおっしゃいましたように、全部やらないよりは、一つでもやったほうがよいということもあるかと思ひまして、地元の産炭地の市町村の困つておることは事実でございますから、いいことは一つだけでもやろうということで、今回こちらだけ改正するという事になったわけでございます。

○細谷委員 大蔵省の主計官にお尋ねいたします。

この十一條の算式は、一〇%と二五%の頭打ちというのが標準方式、ところが、特別方式では、六%と一五%という頭打ちですよ。一〇と二五、六と一五というのはどういふ関係なのですか。あなたのほう主張してこうなつたのだから、納得いくように説明してください。一〇%のときは〇・二五だ、六%のときは〇・一五だ、こう算式に出ているのですよ。私はどうしてもこの算式は納得できないのだ。この合理性を言ってください。

○徳田説明員 お答えいたします。

いま先生御指摘の算式につきましては、非常にいろいろ複雑な経緯がございます。非常に落ちついたことを聞いておりますが、確かに、合理的な数字でこうというふうなものでは必ずしもないと思ひます。その点で、確かに先生の御指摘のとおり、十一條についてはいろいろ矛盾があり、問題があるという事はわれわれも認識しているわけでございまして、先ほど石炭部長から説明がございましたように、今回本年度の予算折衝の最終過程におきまして、大臣相互間で今後とも検討を続けるということで話がついていたわけでございますので、先生御指摘の点も十分勘案いたしまして検討してまいりたいと思ひます。

○細谷委員 合理性はないのだ。一〇%をこえた場合に二五で頭打ち、六%をこえた場合には一五だ、三%のときには七だ、これは合理性がないのだ。だとするならば、先ほど部長おっしゃつたようにバーを取つ払つてはどうですか。しよせん特別方式でしょう。バーを取つ払うということは合

理性があるかないか、お答えいただきたい。○青木政府委員 ただいま御指摘のように、バーに若干問題があることは私も十分承知しておりますが、それをどう直していくかという点につきましては、私もいまま案を練つておるところでございますので、その方向で至急案をつくりまして関係各省と折衝してまいりたいというふうに考えております。

○細谷委員 バーを取つ払つてもいいことはないので。たいしたことないですけども、標準算式というのがあるわけですね。一〇%をこえた場合には補助率のかさ上げを行つて、八割のところで頭打ちする、これから二五出てきているわけですよ。そこでいろいろ特別算式というのがあるのは、産炭地の事業の全国平均というものを考えてみますと、大体〇・六か七ぐらいだろうという事で、〇・六ならば一五だということ、大蔵省のいまの次官である鳩山さんが強引に六と一五の関係はこの委員会に押しつけたわけだ。主計官、いささつはそんなんですよ。そうだとするならば、この六%というのは問題があるのです。それは、通産省に聞きますと、全国平均は九くらいになつてゐるのだ、そうおっしゃるかも知れぬ。おっしゃるかも知れぬけれども、これはいま言つたように、指定市なんという、産炭地とは比較にならないようなものを入れての全国平均の話でありますから、六条地域を見た場合に、六条のみに適用される特別算式というものは、標準方式によるけれども、もう一つ特別算式によつた場合には、どちらが多いほうをとるといふことなんです。それから、バーを取つ払うというの、一つの方法でしょう。ちよつとでも産炭地が前向きのために山田市でも七十四万円もらつてゐるわけですから、やつたらそれがわずかでも振興に役立つ対象事業とするならば、バーを取つ払つていいじゃないか。取つ払い方については、私が言つたように取つ払つたならば、その一〇と二五の関係、六と一五の関係——取つ払つたらゼロだから、ゼロ

を何倍したつてゼロだからということではないのですよ。取つ払つて、そして頭打ちの八〇%というところだけを生かしてこの特別算式を改めたらどうか、こう思ふのですよ。それは部長はこまかいこと御存じないと思ふのですけれども、産炭地課長、バーを取つ払つて一体どうなるのですか。不合理といふんですか、いままでもらつたよりも減る市町村があつたり何かあつてはいかぬと思ふのです。全体としてやはり産炭地の六条地域だけは生きていけるように、ふえていくように、地域振興に役立つようにしてやらなければいかぬわけですから、その辺考へて一体どうなるのか、私の案が問題があるのかないのか、ちよつとお聞きしたい。

○中井説明員 お答え申し上げます。

いま先生のお話ございましたような、バーをはずすという問題、これだけに限定して考えますと、現在補助を受けている市町村間のバランス等はくずれないと思ひます。ただ問題は、百分の六のバーをはずす場合に、いまの六条市町村の公共事業の実施率が百分の九くらいにいつてゐるかと思ひます。その辺の問題等も考えまして、ただ、平均はそういうことでございまして、六条市町村の中で、財政力のかなり豊かなところと、そうでない非常な貧困なところと、いろいろあるうかと思ひますが、その辺、平均論でいけるのかどうかといった問題も含めまして、今後検討してまいりたいと思ひます。

○細谷委員 特別算式というのは、これはちよつと高等数字よりも悪いのだけれども、〇・六、大体こういう算式を、地域開発の補助率かさ上げの方式を通産省がうのみにしたところから間違ひが起つておるわけだから、ですからちよつとちよつともいかぬところに来てゐるわけですから——近藤さんは頭振つてゐるけれども、確かにそれでしょ。通産省が、地域開発の補助率のかさ上げなん、一人前の地域の、これから発展していこうというところの算式を取り入れたところの問題がある。重病人なんですから、結核の三期なんです

ら、死ぬか生きるかで寝てゐる人なんです。ね、そういう点に問題があるわけなんです。いろいろ問題点がありますけれども、いま課長が言うように、その間で、市町村間にいままでもらつたより減るというようなことがないということであるならば、この委員会でも〇・三までおろしたらどうか、こういう議論もあつた。ところが、〇・三におろしても、どうもやはり問題がある。いふそのこと、特別算式でありますから、〇・六というバーを取つ払つて、とにかく六条の市町村が対象事業をやつたならば、その分について特別方式でかさ上げをしてやる。簡単な、二分の一を三分の二とか四分の三にするなんて、そういう補助率じゃなくて、かさ上げをしてやる、こういうのも一つの理論だと思ふのですよ。

委員長、いま私が質問したように、このままの不合理を来年の予算待ちでは、とてもじゃないが、委員会として許せないと思ふのであります。この特別方式を設けたいさきさきからいさきさきして、ひとつ委員長中心に理事会で——そういう不合理を一年間認めるとはできないわけですから、進んでこの算式を、この法律案を通す際に議員の手によつて委員会が修正をしていただきたいと思ふのであります。委員長いかがですか。

○鬼木委員長 細谷君に申し上げます。

御要求の件につきましては、先刻の件もございまして、後刻理事会におきまして十分検討いたしたい、かように存じます。御了承願ひます。

○細谷委員 それでは、私ばかりでなくですから、あと一、二点質問いたしたいと思ひます。

石炭部長さん、この一月にイギリスで炭鉱のストライキがありまして、その規模等は一九二六年以来のゼネストであつた。そのために英国の経済、国民生活はたいへんな状態におちいりました。ヒース内閣もまさに倒れるところまでいつたわけですね。この英国の炭鉱ストというのがあるほどイギリスの経済界を震撼したという根本的な問題はどこにあるのですか、お答えいただきたい。

○青木政府委員 イギリスのストに関しましては、私も詳しく勉強しておりませんが、私どもの理解する限りでは、一つには、炭鉱の賃上げの問題に関して政府との方針が違ひまして、それによって大きなストライキに発展したものと聞いております。そのストライキの影響が非常に広範に及びましたのは、イギリスの総エネルギーにおける石炭の地位がきわめて高く、各産業に非常に密接な関連を持っていたため、長期のストによりましてエネルギーの供給がストップし、それがひいては日常の国民生活あるいは産業の動力になる電力あるいは石炭等の供給に非常に大きな影響を与えたというふうに聞いております。

○細谷委員 私は英国のストライキを新聞なり雑誌等で見まして、事の深刻さに驚くと同時に、イギリスが依然としてやはり国内資源というものを、エネルギーの安全保障というたてまえから、あるいは日本と違って国防というたてまえから、この石炭産業を守ってきた、したがって、いまイギリスの石炭業界というものは、イギリスの経済界に対して一定の決定的な影響を持つくらいにシエラを持っている、こういうところにあると思うのであります。

そういうことを考えるにつけて、あの二十年代、日本の経済復興の柱となつてまいった石炭産業というものが、斜陽に斜陽を重ね、縮みづれ、いまや日本のエネルギーの中においてもコマ以下、こういうところに来たとともに、彼此比べてみて、イギリスと日本政府の石炭問題に対する取り組み方の基本姿勢というものが非常に大きく違つておる。言つてみますと、やはりイギリスは自己の資源を守ってきた。ところが日本は、いわゆる経済原則、外国から入るものが何であるか、とにかく安いものがない、もうけさえすればいい、こういうことでやつてまいり、それに通産省が追隨してきたから、何べん石炭の答申を受けて石炭政策を立てても、みんな縮みづれ、やることに加速度的に石炭がくずれていった、こういうふうな言つてよろしいかと思うのであります。

れども、私の考えが間違つてゐるか間違つてゐないか、お答えいただきたいと思ひます。

○荏政府委員 御指摘のように、英国では、これは世界的に見ましても、米国に次ぎまして石炭の生産量が一貫して多いわけでございます。現在でも石油と並びまして石炭がほぼ四五〇程度のウエートを持つておるようになりまして承知いたしております。もともと、英国でもエネルギーが全体として消費量が伸びるに伴ひまして今後は石油のウエートが相当上がる、出炭量は特に減らなくても、石炭としてはウエートは下がるけれども、相当な出炭を続けるという実態にあるようでございます。

先般私どもの局から担当の者を二名ヨーロッパ各国へ視察に派遣いたしましたわけでございますが、コストの上昇という点については、英国のみならず、各国とも非常に政府当局は頭を悩ましておるというところのようでございますが、特にわが国の場合には、従来通産省も経済原則にすべてを放置して石炭を切り捨ててきたというふうには私も決して考へてはおりません。結果としては私も、は、目標に掲げました生産の予定水準というふうなものに不幸にして下回るといふ事態が続いておるわけでございますけれども、国内の資源というものは活用できる限り活用していくというところが、いずれの国においても基本的な考え方になつておるという点は、御指摘のとおりでございます。通産省といたしましては従来いろいろ石炭対策は講じてまいりましたけれども、このところコストアップ要因が非常にございまして、自然条件もまた悪化している山が多い、また、思ひやうな響いたしましては、円の切り上げというふうなことがあつて輸入炭がまた下がつた、あるいは公害問題が起つてきたというふうな、直接石炭産業自体の責任とか、こういうことは言えないような、経済全体の事情変化もいろいろ重なりまして、国際的に見ましても、わが国の石炭鉱業はまことに恵まれなかつたか、苦しい現状にあるというところをよく認識しているつもりでございます。ただし、石炭につきましても、日本の石炭

は実は非常に小さな規模になりつつございますけれども、やはり貴重な国内資源でございますから、現在審議会でも、そういう点を踏まえて、今後の石炭対策のあり方について鋭意御検討いただいております。御指摘のございました点というものは、その趣旨は十分に体しまして私も努力いたしております。

○細谷委員 いま石炭鉱業審議会の五次答申が公開されておりますが、いづれにしても四月末ぐらいには出てくるんじゃないかと思ふ。うわさされておるところによりますと、大体二千万トンを下らない、こういうことで、新聞並びに雑誌等で拝見する限りにおいては、需要者と供給者側ではかなり大きな違いがあるようでありまして、この間の委員会でも相沢委員、岡田委員の質問に対して、二千万トンプラスアルファだ、アルファというものは、百万トンとか二百万トンじゃない、八百万トンもある、こういう意味のことを会議録で答へておられるわけでございます。とんとわからない、そして全体を通じて感じとして言えることは、どうも通産省がきわめて消極的な態度であつて、この産炭地の人たち、石炭に働いておる労働者の人たちが、何とかして石炭を、自分の一生をかけての生業として、安心して働けるように位置づけてほしい、こういう切なる声がありますけれども、いまやそれもぐらぐら危殆に瀕しておると思ふのであります。

そこで、審議会の答申が出ておりませんので、仮定の問題でたいへん恐縮でございますけれども、仄聞するところによりますと、かりに二千万トンくらいになりますと、なだれ現象が起きますとして、かりにそれが二千万トンで食いもたえたとしまして、たいへんな離職者、失業者が生まれますと承つております。そこで、労働省の部長さん、仮定の問題に答えられぬとおっしゃらぬでござい、私も非常に重大な問題だと思ふのは受け取つておる。その辺の社会の安定という問題あるいは地域社会という問題をとらえてみますと、たいへん重大な問題と受け取つておるのですけれども、

労働省としてはどういう受け取り方をしているのか、お聞かせいただきたい。

○桑原政府委員 石炭鉱業審議会の場合、二千万トンという数字が出ております。これを上回るという受け取り方を私もはしておりますが、需要業界は千五百万トンという数字が出ておりますが、基本的には私もそれを非常に心配しております。それで、二千万トンだつたらどのくらいの失業者が出るかという仮定の議論でございます。私どもも、山ごとの事情もいろいろ違ひます、能率その他が違ひますので、現段階においては、どのくらい出るといふことは申し上げにくいと思ひます。ただ、過去の実績から見まして、四十六年度は、通産省の数字等を見ますと、約六百万トンくらいは閉山になっております。それで、私どものほうは、常用労働者以外の関連下請等もございまして、離職者が一万三千人くらい出ておる。そういうところから見ますと、現在の出炭から二千万トンあるいはそれ以下になりますと、相当数の離職者が出てくるということが当然予想されます。その数だけではなくて、出てまいります地域が主としてこれから北海道という、そこに石炭以外の産業が必ずしも十分でないという事情がございまして、同時に、最近炭鉱離職者は四十歳以上の方が非常に多くなつてきて、老齢化してきているというふうなことで、この離職者対策は非常にむづかしいところ、こういうふうな思ひます。したがって、私どももいたしまして、できるだけ二千万トンを相当こえる数字で主張したいと思ひますし、そういつた中で議論を深めながら、地域における炭鉱離職者の雇用安定あるいは離職者対策がスムーズにいくような形において最終的な結論が出ることを期待いたしております。

○細谷委員 部長の桑原さんの答弁を私はもう一歩聞きたい。いまうわさされておるようになった場合に、一体どういふ事態になるのか。具体的な数字をむろん労働省はお持ちだろうと思ふのですけれども、

すが、お尋ねでございますので、若干説明をさせていただきます。

従来からさうでございますけれども、今回の制度改正におきましても、鉱害復旧の基本的な考え方というものは、被害を受けた物件を極力原状復旧をする、それによって被害者の救済をはかるということが第一義でございます。もちろん地域の事情等もいろいろ変化してございますから、いろいろな地域開発計画等との関連も考えまして、最も有効な形での復旧ということを考えることも当然でございますけれども、第一義は被害者の救済でございます。したがって、被害者の方の十分の理解と協力というものを得ながら進めるということは当然でございます。

そこで、みなし復旧の場合には、被害者の同意を実施計画等でも得なければならぬということに実はなっておりますが、金銭補償、いわゆる打ち切り補償の場合には、それが法律上明らかでないという御指摘でございます。みなし工事の場合には、復旧はいたすわけでございます。ただ、農地であったものを農地そのままに復旧せず、むしろ宅地復旧するというのが一番合理的である、それによって被害者の救済は最も合理的になるということでございます。被害者が持つておられる土地につきまして工事を加えるわけでございますから、その所有者権者に対して、どういう内容のみなし工事をして、どんな宅地にするのかという点について、これは事前にはっきりと個別の同意を得なければならぬというふうに、法律上も明確にいたしております。

補償の場合でございますが、これは、原状復旧はもちろんのこと、みなし工事もやりたくもできないというふうな場合でございます。従来でございます。加害者である石炭企業が無資力の場合には、もう裁判で争って金をとる方法すらない、しょうがないということ、文字どおり打ち捨てられておったものを、今回は、土地には手を触れるわけにいきませんので、それにかえましてお金で補償をするという趣旨でございます。従

来、制度の不備で打ち捨てられておった被害者の方に、その望んでおられた最後の手段である金銭での解決というところを行なえるようにしたというのが趣旨でございます。したがって、ここで最も中心になりますことは、ほんとうに技術的に復旧ができないのかどうかというふうな点、こういう点が一つの中心になります。また、かりに復旧をいたしましても、農地の場合でも、水が得られないとか、そういう事情で、地域の事情をどう総合的に判断するかという認定の問題になってまいりますので、これについては地元市町村長の意見を十分に聞く。地元の市町村長として、原状復旧が第一でございます。みなし工事がそれに次ぐということ、十分考えた上で、いかにもこれは金銭補償以外に方法がないという場合以外に同意をされるわけないと存じます。そういうことで、この認定は、事業団と地域住民の総代表としての市町村長の公の判断に法律上はゆだねるということでございます。運用上は、先ほど申しましたとおり、市町村長は個別の被害者の方と十分事前の打ち合わせをする、こういう運用をするということで、地方に対しても責任をもつて指導いたします。

○相沢委員 そのみなし復旧工事に関連してお尋ねをいたしますが、今回の改正で、国土の有効利用という観点から、みなし復旧工事を奨励するために、現行の予算補助率の六五％を法律補助率七五％に改正されまして、これによりまして今後みなし復旧工事がいままでは一そうスムーズにいくのではないかと、これは、確かにそのとおりと思われるわけですが、ただ地元の関係者からこれまでも強い要望が出されたのは、復旧法の五十二条にあります受益者負担の廃止の問題でございます。つまり、鉱害による被害者を受益者として扱って負担金を課するのは少し酷ではないのか、また、筋からいっておかしいのではないのか、これは当然廃止すべきじゃないかということがこれまで言われてきたのでありますが、この点は今回は一体どのように考えられておりますか。

○政府委員 その点も従来から地元でいろいろ御要望の多かった点であると承知いたしております。昭和四十五年度までは、お話がございましたように、みなし復旧をいたします際には、被害の起こる前の地盤の高さ以上に復旧をするという場合、その上回った分につきまして費用を受益者に持たせるということに相なっておったわけでございますが、四十六年度からその運用を一部改めまして、従来であったならば取られたであろう負担金の七〇％程度が免除されるというふうに、運用上改正をしたわけでございます。

今回は、ただいまお話がございましたように、六五％の補助率から七五％にかき上げが行なわれ、それが法律上明記されたわけでございます。で、それに伴いまして、さらにまた、結果として受益者部分が減るということに相なるわけでございます。

○相沢委員 被害者を受益者として扱うというのたてまえ、考え方ですけれども、これは一体どういうところから来ているのでしょうか。また、それをこの法律の中で大義名分づけるだけの根拠はございますか。これはどうしても納得ができません。

○政府委員 確かに一つの問題の所在だと存じます。ただ、いまの鉱害賠償制度というのが、鉱業法の無過失賠償責任ということで、原状復旧とすることを基礎に置いておりますので、みなし工事、従来農地であったものを宅地に転換するところ、宅地であるから、農地と違いますが、また道路よりも幾らか一尺なり二尺程度高いところまで当然に土盛りもしてつくるといふうことがあつたわけでございます。したがって、それをもう全部復旧工事であるというふうな割り切れば、一つの割り切りかと存じますけれども、従来の法体系及びそのもとでの考え方では、やはりみなし工事で宅地でございまして、高くなったという場合に、その部分についてはそれだけ現状よりもよくなったという判断で法律が基本から構成されておるといふことでございまして、今回の改正でも、法律の考え方自体は特に変えておりませんが、運用面におきまして、先ほど申し上げましたように、逐次実質的な改善につとめておるわけでございます。今後引き続きこういう点についてはきめこまかに検討をいたしたいと思います。

○相沢委員 次に、石炭鉱害賠償法について若干お尋ねをしておきたいのですが、前回もいろいろお尋ねしましたが、四十六年度末見込みの鉱害量というものは、復旧費で千三百億ということですが、だんだん無資力鉱害がふえてまいりまして、全体の六〇％近くになってきています。今後さらに増加するということが考えられます。こういうことで、今回は、あと十年で一切鉱害が処理されたわけでありますし、また、鉱害処理というものが、国土の保全や民生の安定という見地から、これまでも増して総合的な、また計画的な計画が行なわれなければならない、また、総合農政や産炭地振興対策の今後の進行と合わせて、国民経済全体の立場から最も効率的な処理、運用をする時期にきたのではないかと、こういうことで、これまで石炭鉱業審議会等、また衆議院の石炭委員会におきまして決議等も出されたわけでありますが、いわゆる鉱害を処理する機構として統一賠償機関をそろそろ具体的に法律の上で盛るべき時期が来たのではないか、こういうことが考えられるわけでありますが、今回の改正にあたって、この統一賠償機関に対する考え方の検討が行なわれたかどうか、この点についてまず伺いたいと思います。

○政府委員 今回の法律改正につきましては、昨年、石炭鉱業審議会の鉱害部会におきまして御審議をいただいたわけでございますが、その際には、御指摘のありました統一賠償機関の問題については特に審議はなされておりました。○相沢委員 今日まで、鉱業審議会は、四十一年七月二十五日付のいわゆる第三次答申におきまして、「石炭鉱業の抜本的安定対策について」の中

で、統一賠償機関について答申を行なっておりま
す。御存じのように、「鉱害の処理を総合的に
なう機構を整備し、有資格賠償義務者に処理事
業に一定限度の金額を納付させる等の制度に
ついては検討する必要がある」、こうあります
し、また、その後当委員会でも、四十三年四月二
十三日の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を
改正する法律案にかかる附帯決議といたしまし
て、「鉱害の総合的かつ急速な復旧並びに金銭賠
償の円滑化を計るため、強力な統一賠償機関を設
けること。」というように、統一賠償機関の必
要性が強調されているわけです。また昨年の六月
に、鉱業審議会の鉱害部会が現地視察を行ないま
して、福岡市で関係団体から鉱害二法改正に関す
る要望を聴取しておりますが、この席上でも、こ
の統一賠償機関に対する要望が行なわれたのであ
りますけれども、これについての検討は行なわれ
なかったということは、全然考えなかったのです
か、それとも、非常にやりづら問題なので、で
きるだけ手を触れないでおこうと、こういうこと
なんでしょうか。

○政府委員 いわゆる統一賠償機関という構想
が前からございまして、これは、通産省とし
ても承知いたしております。ただ、今回の法律改
正におきましては、一応現行の制度のたてまえの
もとで、非常に鉱害の復旧が急がれております
ので、制度の最大限の改善、運用の改善を行なうと
いう趣旨から、従来の問題点を洗いまして御審議
をいただいたわけでございます。お話しのごとき
です、この石炭企業から納付金をあらかじめ取っ
ておいて、法律上の考え方としては、無過失賠償
責任というものを何らかの第三者的な統一機関が法
律構成としては肩がわりをするというふうな一つ
の新しい考え方に切りかわることになるかと存じ
ますが、そういう法律上のたてまえの大きな変更
の問題を伴います上に、これは運用の問題だと
存じます、いつ、いかなる時点で、どの程度の
額を取るか、工事費なども年々上がってまいり
ます、そういう運用でこれは考え

ればよろしい問題でございしますが、法律制度の
基本に触れる点でございまして、前々から検討は
なされておるのでございますが、これにあまり
まっとうから取り組みまして、懸案事項の処理
にはたして間に合うかどうかというふうな点もご
ざいまして、この問題は残されておるわけでござ
います。ただし、御指摘のございましたような精
神は、今回の制度の改正なり予算の編成でも極力
取り入れておるつもりでございまして、無資力関
係についての国の補助の強化とか、あるいは、先
ほどお答えいたしました復旧不適地等について
の補償金、こういう問題はすべて国なり事業団と
いうものが中心になって行なう方向への一歩な
いし二歩の前進である、かように存じております。
こういうことでございまして、今回は直接統
一機関の問題は審議会でも検討するひまもござい
ませんでした。これはなお懸案事項として通産省
でも検討させていただきますと思っております。

○相沢委員 今回の法律案、御趣旨も違わずし
ょうから、検討事項としたいというところは承で
ますが、先ほど申しましたように、現在すでに全
鉱害量の約六〇％を石炭鉱害事業団が処理して
いるわけでありまして、実質的には統一賠償機
関としての性格をだんだん深めていっているとい
ふふうにも考えられるわけでありまして、そういう
ことで、今後鉱害復旧という問題をとりえるのに、
総合的また計画的復旧の必要性的観点からも、従
来どおり、同じ復旧長期計画策定区域内の鉱害に
ついて、無資力、有資力の二本立てで鉱害を処理
していくよりも、今後比重が非常に激減する有資
力鉱害もあわせて石炭鉱害事業団が処理すること
が非常に合理的ではないかというふうに思われま
すので、この懸案事項を具体化するには一体どう
すればいいものかということについての検討を早急
にぜひともする必要があるのでないかと思いま
すので、これに取り組んでいただきたいと思いま
す。

をしたいのですが、これは午前中細谷委員からも
御質疑がありましたように、自治体、また住民の立
場から考えますと、一体この法律がどう適用され
るか、非常に注目的であります。そういうこと
で、今後商工委員会で審議が行なわれ、また、
きょう細谷委員から要望されましたように、石
炭との連合審査も持たれるようにぜひしていただ
きたいし、その時点で明らかにすると思うのです
が、もし現在までにその内容、性格等について
はつきりしている点があれば、ここできょう御答
弁を明確にさせていただきたいと思うのです。

まず第一に、誘導地域を指定するにあたって一
般的な考え方についてお伺いしておきたい。

○田中（芳）政府委員 工業再配置促進法案第二
条第二項におきまして、誘導地域というものを指定
しておるわけでございます。この考え方は、まず第
一番目に、工業の集積の程度が低いというところ
で区域を指定しておることでございます。こ
れから考えられますことは、私どももいたしま
して、北海道、それから東北六県ほか、北陸ある
いは中部地方の一部、山陰、四国、九州、こ
ういった地区の県がその地区に当たろうかという
ふうに考えております。ただし、この中できわめて
大きな大都市も存在しておりますし、こうした大
都市では工業の集積の程度が高い、また人口増加
も高い、こういうところを誘導地域といたしま
すことは、そういう都市におきましてまた過密の
問題が出てまいりまして、こういう大
きなものは除いてまいりたいというふうに考えて
おるわけでございます。

また、こうした道県単位のほかに、これらの道
県と区域が連続をいたしておる市町村があります
が、その市町村の工業の集積度が低いし、人口の
増加も割合が低い、こういうような地域について
は、これもやはり誘導地域にしていきたいという
ふうに考えているわけでございますが、この地域
は、具体的に申し上げますれば、たとえば福島県
と連続しております関東の北辺部、あるいは兵庫

県の裏日本側、鳥取県と連続しておりますよう
な、こういった地域を指定してまいりたいという
ふうに考えておるわけでございます。

○相沢委員 大体概要がわかったわけでございま
すが、産炭地域は、御承知のように、四次にわた
る石炭政策のいかにもなってきたスクラップ・ア
ンド・ビルドということなんです、非常になだれ
閉山の様相が濃くなりまして、近年では特に北
海道で相次ぐ大型閉山等がございましたし、その
打撃というものは地域社会に非常に大きな影響を
与えております。したがって、今後の産炭地域振興
策に対する期待というものは非常に大きいわけで
ございまして、この法律の持つ責任も非常に重大
であると思えます。そうした意味におきまして、
今度の再配置法の誘導地域については、これまで
行なってきた産炭地域振興策をさらに強力に推し
進めて生かしていくものでなくてはならないと思
うわけであります。そのためには、いまおっしゃ
ったように、工業集積度のきわめて大きいところ、
特殊な地域は除いたとしても、産炭地域は残らず
誘導地域に指定すべきではないか、こう考えます
が、この点について明らかにしていただきたい。

○田中（芳）政府委員 ただいま申し上げましたよ
うな考え方をもちまして政令をきめたい、このよ
うに考えておるわけでございます。

産炭地域につきましても、これはほぼ全域にわ
たりまして工業の集積度が低いし、それから閉山
に伴います、人口の増加といえますよりは、むしろ
減少が見られるわけでございますので、こ
ういった地域は誘導地域として積極的に企業の立地
推進をはかってまいりたい、このように考えてお
ります。

○相沢委員 いまの御答弁で、産炭地はほとんど
誘導地域に指定されて企業の進出がはかられる、
こういうことでございしますが、これまで全国的に
見ますと、産炭地振興法によりまして、九州はど
ちらかという早く閉山に見舞われましたので、
これまでの法律でかなり産炭地振興等がはかられ
ておりますが、北海道はこれから閉山のあらしに

あうところがほとんどでありますし、また、閉山を受けたあとに地造成等を行ってきたわけであり、なかなか思うように企業等が来なかつた。今後誘導地域に指定されれば若干それが促進されるのではないかとありますが、ただ、指定されたとしても、ほんとうにそのとおりいくのかどうか、これも非常に心配をしているわけでありまして、今度の新しい法律でほんとうにそれが生かされるように当局としては十分に考えていたかなくはならないと思つてゐます。産炭地の工場誘致、団地造成、工業用水道、そういった産業基盤の整備等はもうすでに行なわれておるところはかなりありますので、産炭地域へ誘導することはメリットが大きいわけでありまして、その誘導地域に指定した中でも、産炭地を優先にという考え方を保持していかうするか、そのランクづけ等について具体的に考えていくのかどうか、その点をお伺いいたします。

○田中(考)政府委員 工業再配置促進法によります誘導地域の指定、これに基づきます企業立地の推進という形でございますが、これは法律第三条にございまして、通商産業大臣が再配置計画をつくりまして、これに基づいて推進をするという形になつてゐるわけでございます。一方、産炭地域の振興につきましても、御承知のとおり、この振興計画につきましては同じ通商産業大臣がつくつて、これの振興をはかつてまいらるわけでございますので、御指摘の地域の振興といひますのは、当然同一の精神をもつて貫かれていくというふうに考えるべきものであると思つておるわけでございます。

さらに、具体的な工業立地の推進の業務でございますけれども、これも工業再配置・産炭地域振興公団という構想で法案を御審議願つておるわけでございますが、工業再配置に關します業務は、過密地帯からの企業の移転促進というふうな業務を一つの柱として推進をいたします。一方、その同じ公団が、産炭地域の振興事業を従来と同様あるいは従来に増して力を入れていこう、こういうこと

で、表裏一体となつて推進をしていく体制を考へておるわけでございます。

具体的な企業の立地等につきましても、私どももいたしましたけれども、先ほど住友鉱山等の話も出ましたが、こういった地点を優先的、重点的に推進してまいらうという姿勢で臨みたいと思つておるわけでございます。

○相沢委員 次に、この工業再配置促進法の運用と実施についてお伺いをしたいのでありますが、運用にあたりまして、従来から地域開発、地域振興について長い間の経験を積んでおられるところの産炭地域振興の経験を十分に生かすことが必要であると思ひますけれども、この点についての考え方はどうか。

さらに、実施にあたつても、誤りなきを期するためにも、当然、審議会に今後の運用などについて諮問をされていくと思つてゐますが、その審議会の委員として、産炭地域の実情に詳しい委員を追加して入れるべきではないか。現在定員等がありまして、すぐには増員できない、あるいは改選できないということがあります、追加して認めるということはやれるのかどうか。

またさらに、これまでの産炭地域振興審議会は一体どうなつていくのか、それとの関連性はどうか。

この三点をお伺いしたい。

○田中(考)政府委員 今回、工業再配置・産炭地域振興公団といひますものををつくりました理由の一つといたしまして、従来から実績をあげておりますし、そしてまた、こうした産業立地等につきまして深い経験を保持しております現行産炭地域振興事業団の経験を十分生かして工業再配置と一体的にこれを遂行してまいりたい、こういう趣旨によるものでございまして、いま御指摘の形で今後公団を運用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

第二の問題といたしまして、工場立地及び工業用水審議会の意見を聞いて、工業再配置計画を定めることにいたしておるわけでございますけれども、

も、御指摘のように、私どももいたしましては、委員の追加、特に産炭地域等の実情に詳しい方の追加をお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、産炭地域振興審議会があるわけでございますが、公団の運用にあたりまして、現在産炭地域振興審議会の御意見を聞きながら産炭地域振興事業団の運営に遺憾なきを期している状況にもかんがみまして、私どももいたしまして、再配置計画の策定につきましては以上のような形で遺憾なきを期しますが、公団の事業遂行にあたりまして、従来と同様、産炭地域振興審議会等の意見を十分考慮いたしまして、事業遂行に遺憾なきを期してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○相沢委員 公団発足後の運営についてであります。新しい公団ができた場合に、大きく分けて、工業再配置の促進のために跡地処理のための融資、これが大きな業務になると思つてゐます。あとは、それによつて促進されて新しく今度移つていくために、やはりこれまでの産炭地域振興事業団でやつていた業務がさらに拡大されなければならぬと思つてゐますが、そういった人員の配置の点では、これまでの産炭地域振興事業のほうの仕事の量が減り、あるいは人員的に減つていくというふうなことはないでしょうか。その点、これまでの事業団の伝統や特質というものをそこなわないうように、しかも有効的に活用されるように配慮しなければならぬ、また、これまで産炭地域振興事業に努力してきた職員が、新公団の職員として十分に報われるような配慮もしなければならぬ、その点の考え方、いわゆる人員配置の点で、産炭地域振興事業のほうの人員や何か、勢力や組織が縮小されるようなことはないのか、そういう心配はないのか、その点について……

○青木政府委員 産炭地域振興事業団の今回の法律が通りまして、公団への改組に伴います機構、人員がどうなるかというお尋ねだと思ひます。新しく公団になりましたけれども、組織的にあるいは

は経理的に区分して運用するというところでございまして、その両者の区分は不明確になることはないというふうに理解しております。

そこで、現在までござつておりますことは、現在、産炭地域振興事業団には、理事長一名、理事四名、監事一名、それから職員が二百十名おるわけでございます。これが四十六年度の定員でございます。新しい公団がござりますと、総裁が一人、副総裁が二人、理事が七名、監事が二名というふうに、組織が拡大される予定でございます。これを産炭地域振興と工業再配置にどう配分するか、ただいまござつておりませんけれども、従来の産炭地域振興事業団の機構を縮小することはないというふうに考えております。

それから職員につきましても、数十名を増加するということ、新しく加わります工業再配置の分につきましては人員の増がございまして、

それから、旧来の産炭地域振興事業団の職員なり役員なりを削つて工業再配置方面に持つていくというのを考えていることは全然ございませぬ。したがしまして、私どもとしましては、産炭地域振興のほうの事業も拡充してまいりますので、人員等については配慮して、だんだん増員をはかつていくという方向で極力努力してまいりたいというふうに考えております。

○相沢委員 そうしますと、四十六年度におけるところの現在の事業団の職員数二百十名、これは決して割らないで、いわゆる工業再配置促進のほうの跡地処理のための人員といひますのは新たにふえるのであつて、産炭地域振興のほうの職員の数は現在の二百十名よりもさらにふえるという見通しだ、こういうことですか。

○青木政府委員 産炭地域振興事業関係の職員を切ることはなかつておられますし、それをなおふやすうに今後とも事務的な努力を續けてまいら、こういうことでございます。

○相沢委員 この点、企業局とのコンセンサスはできておりますか。

○田中(芳)政府委員 意見を十分交換しながら進めておるところでございます。

○相沢委員 公団が発足したあとにおいても、産炭地域振興の事業が縮小したりあるいは現状のままであつては、この法律がつくられたことによつて産炭地の人たちは非常にショックを受けるわけでありまして、その点絶対に心配ないのだという裏づけの一つは、予算的な配分がどうなるかということであらうと思ひますが、これについて、新しい工業再配置・産炭地域振興公団におけるこの両者の区分をして予算の配分がどうなつてくるのか、大蔵省主計官が来ていらつしやるので、この点について……。

○徳田説明員 お答えいたします。

先生の御質問は、産炭地振興と工業再配置の双方の区分が同一の公団において行なわれることによつて、予算が相互にそこなわれることはないか、こういうことでございますが、もともと産炭地振興の重要であることはわれわれも十分認識しております。産炭地振興のためには、もちろんいろいろ公共事業あるいは地方財政その他各般の施策が必要でございますけれども、なかなか、前向きな施策と申しますか、産炭力の増強ということが大事でございます。このため企業誘致あるいは雇用機関の増大ということが、先生御指摘のとおり、非常に大事なことでございまして、両方が一つになつたということは、両方にとって前向きなことではないかと考えております。

予算的な措置でございますが、これは全く別途の立場から——と申しますのは、産炭地振興は、従来石炭特別会計、今回は石炭石油特別会計の見地から要求されておりますし、工業再配置関係はまた別途に企業局から要求されております。これは予算の経理も別個でございます。先ほど説明がございましたように、副総裁も二人でございまして、発足当初からこの程度の規模の公団で副総裁二人というのかなり異例だと思ひますが、そういう意味ではつきり経理も分かれておりますので、先生御指摘のような御心配はないものとい

うふうにわれわれは考えております。

○相沢委員 組織的な拡充という点で石炭局長のほうはどうお考えですか。

○莊政府委員 先ほど石炭部長からお答え申し上げましたが、産炭地域事業団の現在の定員というものは少なくともそのまゝ、いま主計官から御答弁ありましたように、法律上も別組織といたしまして新しい公団の中に引き継がれていくわけでございます。さらに経理も区分されておりました。人件費も、産炭地関係は当然石炭の特別会計の勘定からいくということになります。現在通産省では、四十七年度につきましての産炭地関係の職員増員をどうするかという点について、大蔵省といふ事務的折衝をやつておる最中でございます。別勘定であり、別組織である産炭地関係について増員を具体的にいま折衝中であるということをお申し上げておきたいと思ひます。

なお、これと関連いたしますが、産炭地関係の予算は今後も別勘定で、財源も石炭石油特別会計の石炭勘定からいきまして、公団の中でも経理が区分されるわけでございますが、産炭地関係の予算は、過去五年間で、いわゆる特別会計からの分が約二百七十億程度、財投からの貸し付けが三百十億程度、合わせて六百億弱でございますが、四十七年度におきましては、特別会計から八十億、財投から百十五億程度、合わせて二百億弱でございますから、最近ではかなりふえつつあるということが申せるかと思ひます。今後も石炭特別勘定の中から所要の財源は確保するというところでございます。

○相沢委員 この法律に対する質疑は、連合審査が持たれた時点でぜひまたさせていただきますと思ひます。

次に、さきに行なわれました、当委員会に参考人を招いての意見聴取に関連をいたしまして質問をいたしたいのですが、その中で特に需要業界の意見でございますが、参考人の意見を聞いておりました。率直に言つて、政府が、今後も現在のよう

な需要のあり方をやむを得ない、こうして推移していけば、たとえ鉱業審議会で需要量の決議をしても、おそかれ早かれ、需要側の主張してきまして一千五百五十万トン程度に五十年度になれば落ち込んでしまふ、こういうおそれは十分にあるのではないか、非常に憂慮されるわけでありまして、したがって、現在検討されている第五次対策において、いわゆる総合エネルギーにおけるこの石炭の位置づけ、また体制問題とあわせて、この需要確保の問題というのは非常なウェイトを占めてくると思つたわけでありまして、このことをあいまにさせるならば、たちまち石炭産業は崩壊してしまふだらう、このようにきびしく受けとめなければならぬと思つたわけでありまして、この点の当局の認識について伺いたいと思ひます。

○莊政府委員 全く御指摘のあつたとおり、通産省も事をきわめて重大に考えておるわけでございます。この需要が激減するといふ切迫した議論が石炭鉱業審議会の中で出ました有力な一つの根拠といふことは、今年度で約八百四十万トンぐらゐり引き取り実績があるところの九電力の一般炭の引き取りが、公害の関係等もございまして、五十年度には四分の一程度の二百二十万トンしかどうしても無理だといふふうな意見が出まして、四分の一でございますから、これではもう石炭産業は全部やめるといふにひとしいということになつたわけでございます。こう一般炭の需要が激減いたしますと、当然に原料炭のコストアップということも招きまして、鉄鋼業界のほうでも、内外格差が現在程度のものなら、国内資源の活用という見地から国策に協力する気持ちがあるが、一般炭の減少に伴うコストアップ分まで持ち込まれるといふふうな事態では、もう鉄鋼業といへども何ともしがたいといふふうなことで、石炭全体の需要が落ちついてしまふといふふうなことで、これはまだ閉山以外の何ものでもないということでございます。そこで、石炭鉱業審議会でも、千五百五十万トンを前提にしての政策は立てないといふことで御意見が一致したわけでございます。今後対策を検討するにあたりまして、従来

のいろいろ議論があらましたその実態、それから経緯、審議会の委員の決議の趣旨というものをよく体しまして努力をする所存でございます。

○相沢委員 政策需要の確保について、特に北海道の、石炭専焼火力によつて北電について若干数字をあげてお尋ねしたいのですが、北電の将来の見込み引き取り量、この間若本参考人から述べられておりましたように、四十七年度で三百二十万トン、四十八年度で二百五十万トン、四十九年度で二百三十万トン、五十年度になりまして二百二十万トンというように、現在電力会社関係の引き取り量の四〇%を占めて北電ですらも、年々引き取り量を減らしていくという方針であります。こういった予定を立てざるを得ない理由として、コスト高あるいは公害規制の強化などをあげておりましたが、一番主要な要因というのは、今日の石炭産業が不安定である、どうしても供給確保に対する不安定要素といふものがあまりにも多いといふことで、やはり電力としても大量の引き取りはできないんだといふことだらうと私は思ひます。したがって、この供給不安定の不安を取り除くことができるならば、今後より強力な第五次政策が確立されて石炭の供給が安定できるということになれば、北海道においては、北電において現在考えている以上の引き取りも将来可能ではないか、もう一べん見直すことができないのではないかと、そういう道も開かれるのではないかとと思ひますが、この点について当局はどう考えますか。

○和田説明員 先生御指摘のとおり、北海道電力の石炭の引き取り量といふものは、四十六年度で三百七十万トンでございますが、現在の見込みでは、五十年度で二百二十万トンということ、逐年減少する予定になっております。この理由をいたしましては、御承知のとおり石炭の供給不安のために、北海道管内におきまして沿岸部に重油専焼火力が四基建設を始めまして、すでに運開したもの、あるいは建設中のものがございますが、こういったものが逐次運転を開始しております。これが新鋭火力でございますので、これの運

転開始に伴ってだんだん石炭火力への投資が少なくなり、減っていくを得ない、こういう理由でございまして、先生御指摘のとおり石炭需要の今後の重要性にかんがみまして、通産省といたしまして、電力業界に対して、石炭の確保に最大限の努力をするよう強く要請しております、北海道電力においても、可能な限り、さつき申し上げた引き取り数量の増量につとめることを目下検討中の次第でございます。

○相沢委員 どうも何だかはつきり御答弁がみ込めないのですが、今後工業再配置等によりまして、北海道で例をとりまして、いわゆる内陸の産炭地域に中核企業の誘致も促進されてくると思うわけでございまして、そうすれば、そういった産業に進出に伴う電力が必要だ、この点については、単に電力需要の面からだけじゃなくて、できれば石炭需要につながるような企業を誘致するように働きかけることも必要ではないかと思ひますし、こういった点、電力会社に対する説得なり指導、協力要請によって政策需要の道が開ける可能性があるのではないか、こう思うわけでありますけれども、特に北海道の第一次産業として農業と石炭が二本の柱になっている。資源の枯渇あるいは採炭状況が非常に不安定な無理だといったところは、これはどうしても閉山やむを得ない。その他まだまだ採炭量もあるというところ、こういうところは、石炭専焼火力によるところの電力をふやして、電力の需要先をふやす。同時に、第五次の政策によってかなり手厚い、また前向きな政策がとられることによつて石炭産業をやり続けられる、そういう産炭地や石炭産業を盛り上げていく、こういうことで考え直すことができるんじゃないか、こういうふうにも思うのですけれども、この点についての御見解を御説明願ひたいと思ひます。

○和田説明員 電力業界におきましては、御承知のように、将来の経済成長に見合ひまして、それぞれ電力需要の見込みを立てまして、それに応ずる電源開発をしているわけでございまして、それでさつき申し上げたような重油専焼火力も着手して

いるわけでございまして、先生御指摘のとおり、産炭地域の振興という意味でいろいろな産業が出てきますれば、それに伴ひまして石炭火力、重油火力ともに稼働率も上がってまいりますし、そういう意味では、そういうことになりまして石炭の消費量も増加できるんじゃないか、こういうふうにも考えております。

○相沢委員 国内資源の確保、また有効活用という点から考えて、石炭産業はどうしても守らなきゃならない。また、それを使う鉄鋼あるいは電力関係にしてみれば、特にいま例をあげております北電の場合、他の電力会社がコストの安い重油に切りかわつているときに、石炭の専焼火力でやつていかなきゃならないということになりますと、非常にコスト高、あるいは施設設備等において他の電力よりも条件が悪くなる、費用の負担がかさむ。こういった点の費用負担ということも国が援助をすれば、石炭の専焼をおもにやつて北電の場合といふものは、まだまだこういった国の要請によつていわゆる政策需要を確保することができるとは思ひますが、この点についてはどうですか。

○和田説明員 いまの御指摘は、これから石炭をたける新しい火力をやつたらどうかという御指摘だ、ろうと思ひますが、御承知のとおり、火力は、計画してから、場所によつて異なりますが、三年ないし四年程度竣工までにかかりますので、当面の石炭引き取り対策にはなり得ないということでございます。

それから石炭火力の建設を今後考えるに際しましては、積極的に石炭の安定供給体制あるいは電力需要の動向等がございまして、重油専焼火力に比しまして建設費が二割前後割高でございまして、それから北海道におきましてその燃料費の値段がどうなるかわかりませんが、そういう建設費の割高、あるいは運輸上の経費が重油火力よりちよつと増加いたしますので、そういった点を考へて、そういう場合には当然何らかの助成策を考

えていかなければならぬ、こういうふうにも思ひております。

○岡田委員 関連して、若干いまの問題をお伺ひしたいと思ひますが、問題は、エネルギーをどう比較をするのかという点が非常に基本の問題だと思ひます。一応原則的には、カロリー当たり幾らするかという比較論になるのではないかと。これを、たとえば油であれば一基百万キロの発電所ができるのだということになりますと、これは石炭では百万キロの火力というのはむづかしいと思ひます。ですから、その比較を一体何でするかというところをまず定めてエネルギー政策を考えなければならぬのではないかと、私はこう考へるのでありますけれども、現在では、北電の火力で油と石炭を比較したら、カロリー当たりどうなつていますか。

○和田説明員 概略の数字でございまして、油を専焼的に使う火力は、北海道電力がなしに、苫小牧の共同火力でございまして、重油の値段が千キロカロリー当たり大体七十銭程度、それから北電の火力は、これは低品位炭を主として使つておりますので、千キロカロリー当たり五十銭程度、こういうふうにも承知いたしております。

○岡田委員 私の手元にある資料から見れば、大体四十六年から急速に油の値段が上がつてまいりましたから、C重油のカロリー当たり価格で、これはいま九電力の使つておるものであります、これはいま八銭、これに対して国内電力に使つてい一般炭の場合、平均をとれば八十六銭、四十六年度はこういう数字になるわけですね。しかも油の価格は毎年上がつていくことはきわめて常識だと私は思ひます。ですから、これからさらに油の価格が上がつていく動向等を判断いたしますと、石炭が単に高いという設問の立て方には、国際的な石炭政策から見れば若干問題があるのではないかと、いふ気がするわけですね。なぜかなれば、いまのC重油には関税一〇％よりかかつていないわけですね。しかし、わが国と非常に似ている政策をとつていいるイギリス、フランスあるいはドイツ等の政

策を見ますと、いずれもC重油及び灯油消費税二千ないし二千五百円かけているわけですね。もしこの政策をとつて、石炭特別会計の財源をとつておると換算をすれば、もうすでにその値差はないといわなければならぬ。私は、そういう意味で、日本の石炭政策を一体どこに視点を求めてある程度の調和をとりながら立てていくか、ここが非常にポイントではないかと、こう考へておるわけですね。そういう判断に立つてものごとを考へていかなければいかぬのではないかと。大体いままでに関税関税と、何で関税をかけるのだ。本来であれば石炭政策のためにガソリンやあるいはまたナフサに課税をかけてそしてそれを財源とするのはおかしいわけですね。ですから、初め特別会計ができたときには、重油消費税、これが基本であつたわけなんです。そういう答申が出たのを、いろいろいちゃもんがついて関税になつたという歴史的ないきさつがある。ですから、たとえば今日原料炭の場合でも、値差がある値差があるというけれども、もちろん値差はあります。これを一定量以上ドイツのように関税をかける。たとえば一千四百万トンの国内原料炭が出れば、一千四百万トン以上の原料炭には関税をかけてこれを石炭政策の財源にするのが至当じゃないか。これは原料炭だつてフィフティ・フィフティで出るわけですから、そういう考へでまた考へていきましたと、これはもし高いというならば、そういう財源をとつてドイツのように補給すればいいんじゃないか。価格差を埋めておつていけると、私どもの試算では出ておる。ですから、石炭政策の視点というものが、ポイントを一体どこに置くのか。私は、残念ながらやはり国際的な合意も必要でありますから、少なくとも西ドイツあたりの政策を十分見て、そこに視点を合わせなければ、いまの電力の問題でもすれ違ひになつてしまつてはいないか、また石炭政策に対する考え方のすれ違ひが出てくるのではないかと、こゝを私は非常に心配するわけですね。ともかくにもフランスと同じ出炭規模で、フランスは五年後に二千五百万トンの石炭を

維持するといっている。しかも能率は日本の半分です。日本の能率に比べたらわずかに五五、六六の能率です。それでもなおかつフランスは二千五百万トン、フランス経済の中で維持しようとしているわけですから、そういう点が私にはきわめて重要な問題があると思います。

ですから、いま申し上げました論法が立ちますと、北海道でも六百万以上の運賃をかけて東京電力でたいているわけですから、これをもし苦小牧でなくすれば、内陸運賃だけで済むわけです。それで、油の価格の上がついていく動向を考えれば、苦小牧で石炭、重油の混焼火力をつくっても経済ベースに合はずなんです。残念ながら、九つの電力会社に分かれて、やはり自分のところにも油の専焼火力を持ちたい、そしてまた原子力の火力も持ちたい、そういう九社が別々の要求があるから、なかなか政策がうまくいかないのです。

そうすると、結局、電費を含めた十電力というものをトータルして考えなければならぬのではないのか。将来原子力がどんどんできてくれば、もう九電力なんて言うておられない。私は、そういう点で将来の原子力政策をも展望しながら問題を考えるべきではないのか、実はこういう気持ちを持つておられるわけです。したがって、いま相沢委員の質問がございましたけれども、問題は、要は政策の立て方、決意にかかっておるんじゃないか。相当調整は可能である。そして私は、単に石炭にかければいいんだという主義ではなくして、大体西ドイツが行なっている政策に準じたものはやはり行なうべきだ、こういう考えでありますけれども、いまの特に電力の質を聞いて感ずるわけですが、この点、局長から見解を承っておきたいと思ひます。

○石炭政府委員 お話のございましたように、原油の値上りから、発電用の重油というのは非常に上がっております。特に低硫黄の発電用の重油というのは値上りが一段と大きくございまして、このままでは、あるいは電力のコストアップということが深刻な問題になりかねないと思ひます。

○石炭政府委員 お話のございましたように、原油の値上りから、発電用の重油というのは非常に上がっております。特に低硫黄の発電用の重油というのは値上りが一段と大きくございまして、このままでは、あるいは電力のコストアップということが深刻な問題になりかねないと思ひます。

わけておるやに聞いております。したがって、やはりエネルギー政策という見地からは能率という点もございまして、片一方において、生産面におきましては、片一方において、生産面においての安定供給が可能になるような体制を整えるということが必要の条件ではございまして、これを確保するの面におきまして、やはり長期的に見て、地場の石炭の大きな消費源として石炭火力を考えると、これは、十分合理的なものであるというふうには私どもは見ております。

大臣もそういう見地からわれわれに対して検討を命ぜられておるわけではございまして、いま省内で検討しておる状況でございます。

○相沢委員 ただいまお話の中に出てきたのですけれども、産炭地域で火力発電を行なえば輸送経費等の節減になるということではございまして、電費など本州の石炭火力の問題点なんですけれども、いわゆる京浜地帯の工場密集地域または過密地域なんかでは、硫黄、ばいじん規制の強化などによりまして、だんだん石炭使用を受け付けなくなつてきています。したがって、この点なんかは工業再配置とかからめて、過疎地域——というより、産炭地域にむける発電所を建設して、近接する地域の電力をまかなう。まあ大きな発電規模はとれないにしても、その地域の電力をまかなう程度の発電はできるんじゃないかと思ひます。長距離送電線等を整備すればロス等もまだ防げるのではないかと、こういう点から考えまして、輸送経費の節減その他非常にメリットも考えられるわけでありまして、今後そういう産炭地域における石炭火力発電という点について、先ほどは技術的な立場からのお答えだったので、先ほどは、どうもあまりびんとときませんので、ひとつ石炭局長のほうからこの点についてお伺いしたいと思います。

○石炭政府委員 当面の問題としては、北海道地区を例にとりますと、道内の電力の需要の伸びなり予備力の現状なり、あるいは送電線の技術なり、

いろいろの点で問題はあろうかと思ひますけれども、やはり昭和五十年で少なくとも二千万トンというものは——それ以降におきましても、資源の枯渇とか、あるいは思わぬ事故というふうな、やむを得ない事情によって減らざるを得ないというのが不幸にしてあった場合には、それはやむを得ませんが、そういうことがなければ、全体の伸びていくエネルギー需要の中で、その程度のものはやはり国産資源として備蓄的な意味もあるわけではございまして、極力これを維持したいというのが現在の考え方ではございまして、そういう意味におきまして、これは単に短期だけの問題ではなくて、長期の地域開発とも関連のある問題ではございます。そういう見地から、大臣も、この問題は前向きに検討すべきであるという御指示でございまして、石炭を担当しております私の立場としては、そういう見地から、省内において前向きの検討——これは長期的な課題だとは存じますけれども、ぜひ前向きの検討がなされることを期待いたしておるわけではございまして。

○相沢委員 もう一つ具体的にお尋ねしたいのですけれども、三井芦別炭鉱の山元に石炭専焼の火力発電を建設してほしいという要望等が出されておりますが、投資効率は十五年、三十六万キロの発電で、年間最低八十万トンから百万トン必要だといった条件等も考え合せて、三井芦別炭鉱の場合の採炭可能量、また炭質その他条件を考慮合せて、この場合に近い将来火力発電の建設に対して可能性があるかどうか、この点の検討ができていたら、ここで発表していただきたいと思ひます。

○和田説明員 具体的なお話を承っておりますので、的確なお答えになるかわかりませんが、特にこれから内陸部に石炭火力をつくる場合には、石炭火力発電所の耐用年数が十五年ないし二十年ございまして、その間継続して安定して石炭が供給できるかどうかということが一番の問題だろうと思ひます。それで、これを避けるために、たとえば重油混焼の設備にいたすことも可能

ではございまして、そうなりますと、石炭がなくなつたときに重油を相当長距離輸送せよとならぬという問題もあつたので、もう少し具体的に検討いたしませんと何とも申し上げられない。はなはだ申しわけございませんが、そういう感じがいたします。

○相沢委員 はなはだたよりないお答えなんです、もう少し具体的に検討してみても、あとでけっこうですから、ひとつ資料等で説明に来ていただきたいと思ひます。

先ほど、住友二山閉山によるその後の企業進出の問題で政務次官からお話がありまして、近々有力な企業が進出できるのではないかと、まあそこまです話が煮詰まってきたというお話であります。その場所は、三笠、歌志内の二市あるんですけれども、三笠のほうであらう、こう聞いておりますが、その点いかがですか。

○相沢委員 住友二山のうち、三笠の場合は、北海道の中心である札幌から大抵車で一時間十分もあれば行けるんじゃないかと思ひます。また、造成団地等も国道のすぐそばにありまして、そういう条件を考えますと、企業進出も非常にしやすい。もう一方の閉山の歌志内の場合は、行かれればわかりますように、山合いの非常に狭いところで、しかも国道が入ったところでありまして、まあなかなか通産省当局としても、企業に対してあそこへ行つてくれと無理押しのできかねる地域じゃないかと思ひます。つくるにについては、それこそ山をくずして整地しなければならぬということ、今後工業再配置・産炭地域振興公団ができて促進するにしても、歌志内の場合には企業進出が非常に無理だし、まあ行ったとしてもごく小規模なものしか行けないという立地条件、そういうことを考え合せていわれる石炭対策、産炭地域振興対策を考えなければならぬと思ひます。ですから、ある程度政策によって、

ではございまして、そうなりますと、石炭がなくなつたときに重油を相当長距離輸送せよとならぬという問題もあつたので、もう少し具体的に検討いたしませんと何とも申し上げられない。はなはだ申しわけございませんが、そういう感じがいたします。

○相沢委員 はなはだたよりないお答えなんです、もう少し具体的に検討してみても、あとでけっこうですから、ひとつ資料等で説明に来ていただきたいと思ひます。

先ほど、住友二山閉山によるその後の企業進出の問題で政務次官からお話がありまして、近々有力な企業が進出できるのではないかと、まあそこまです話が煮詰まってきたというお話であります。その場所は、三笠、歌志内の二市あるんですけれども、三笠のほうであらう、こう聞いておりますが、その点いかがですか。

○相沢委員 住友二山のうち、三笠の場合は、北海道の中心である札幌から大抵車で一時間十分もあれば行けるんじゃないかと思ひます。また、造成団地等も国道のすぐそばにありまして、そういう条件を考えますと、企業進出も非常にしやすい。もう一方の閉山の歌志内の場合は、行かれればわかりますように、山合いの非常に狭いところで、しかも国道が入ったところでありまして、まあなかなか通産省当局としても、企業に対してあそこへ行つてくれと無理押しのできかねる地域じゃないかと思ひます。つくるにについては、それこそ山をくずして整地しなければならぬということ、今後工業再配置・産炭地域振興公団ができて促進するにしても、歌志内の場合には企業進出が非常に無理だし、まあ行ったとしてもごく小規模なものしか行けないという立地条件、そういうことを考え合せていわれる石炭対策、産炭地域振興対策を考えなければならぬと思ひます。ですから、ある程度政策によって、

石炭も埋蔵量がある、採炭条件もある程度整っている、補助によつては機械化してもっとも効率はあがられる、そういったところは石炭産業を続ける。あるいは、どうしても出した石炭の使用をしてもたえないということだんだん行き詰まってくるわけであるが、そうしたならば、いろいろな点での多少の補助は充てても現地に於いて火力発電をつくつて、それで電力をつくり、それを使用してもらうという点において産炭地を守っていく。また、もうすでに閉山になった、あるいは歌志内の場合は、もう一つ空知鉱ですか、炭鉱はまだ残っているわけでありまして、ここは中小の中でもかなり優秀なほうだと聞いておりますし、ここへ相当てこ入れをしていく。歌志内の場合はやはり炭鉱が残っているんだし、まだまだ採炭量等もあつて、石炭産業としてやっていると、こういつたところはさらに石炭産業の規模を拡大して、そういったことによつて労働力を吸収する、あるいは産炭地の疲弊を防ぐ、こういった個別の対策を考えていかなきゃならないと思ふのですが、空知鉱の将来について、その規模を拡大して炭量を増大させるお見通しがあるかどうか、その点おわかりでしたら伺つておきたいと思ひます。

○青木政府委員 個別の炭鉱の評価のことでございますので、私どものほうで明確に、保証すると言ふわけにはまいりませんけれども、中小の山の中では、空知炭鉱というのは経理状況がよろしいほうに属しているというふう聞いております。そこで、もう一つのお尋ねの、山によつてある程度差別をつけた政策補助をしたらどうかという御意見でございますが、これらの問題は、すべてを含めまして、対策として体制委員会の方で検討していただくことにしたいと思ひます。

○相沢委員 新鉱開発についてお尋ねしたいのですが、昨年五月の当委員会におきまして、細谷委員から、日鉄有明鉱の再開について質問がありまして、そのときの政府答弁では、四十三年四月の異常出水のため一時中止となつておられるけれども、

も、四十六年五月の時点で、再開のための設備投資計画あるいは操業計画等の具体案について最後の検討をしている、こういった答弁があつたわけですが、その後、具体案ができて開発が進められるところまでできているのかどうか。

それと同時に、北海道の夕張新鉱について、その後の進捗状況についてどうなつておりますか、あわせてお伺ひしたいと思ひます。

○青木政府委員 まず、有明新鉱につきましては、四十三年四月に異常出水のために工事を中断して現在に至つておるわけでございます。それは御指摘のとおりでございます。その後、この再開につきましてはいろいろ技術的問題もございまして、専門家のチームをつくりまして、開発の方法についていろいろ議論をしまして、一応開発は可能であるというふうな技術的な結論は出てゐると聞いております。ただ、再開にあたりましては、従来やつておりました日鉄と、今度の新しい計画によりまして、三池のほうに炭をあげる計画になりますので、それに伴ひまして三井鉱山が一枚かんで開発する、それにあわせまして、長期の需要確保の意味からいいますと、出てまいる炭の八五％は原料炭でございまして、鉄鋼業界の協力をも仰ぐというふうな形で、この日鉄、三井鉱山、それから鉄鋼業界、この三者の間で開発についていろいろ検討を進めておる段階でございます。ただ、再開にあたりましては、現在の鉄鋼の不況の状況もございまして、三者の意見が必ずしもまだ一致して再開に踏み切るといふところまでは至つていないというのが現状でございます。

それから、北炭の新鉱につきましては、大体四十八年度末出炭開始を目標に四十五年の十月から開発工事に着手しまして、現在、立て坑一本と斜坑二本の掘きくを進行中でございまして、その後当初計画以上の水が出てまいりまして、あるいはガス量が増大するといふようなことがございまして工事が若干難航してございまして、最初の計画よりも六カ月程度工事が遅延しているというのが現状でございます。

状でございます。したがひまして、出炭開始は四十八年度末よりずれまして、四十九年度にずれ込むという見通しでございます。

○相沢委員 この二カ所ですね、当初計画から推定して、五十年の出炭量はどのくらいに考えておりますか。

○青木政府委員 計画で申しますと、夕張新鉱が百五十万トンで、原料炭が九十五％でございます。それから、有明新鉱のほうは百五十万トンで、原料炭の比率は八五％という計画になっております。

○相沢委員 五十年の出炭規模二千五百万トン程度を下らないといふことで決議が出たわけでございますが、四十六年度の出炭の内容を見ますと、露頭炭で二百五十万トン、雑炭で二百三十万トン、中小の坑内炭で六百万トン、大手が二千三百万トンといふことではあります。雑炭の場合は、実態がはっきりしない、どう推移するかわからないという、非常に不安定な要素がありますが、先日の委員会での御答弁を聞いておりました、こういった露頭炭も雑炭も含め、またさらに新鉱開発におけるところの出炭も含めて二千五百万トン程度と考えているというところは、非常にこれから閉山が出るところが出てくるというところを憂慮するわけでありまして、この新鉱開発のほうもかなり予定が延びておるようでありまして、この点はもう一べん再検討して、少なくとも新鉱の分を除いてやはり五十年の出炭規模というものを考え、それに、先日おつしやつたように、プラスチック等という点での政策をどこで線を切つてやるか、これからの詰めになると思ふのですけれども、この新鉱の分も含めて二千五百万トン程度と考えるのは、これは産炭地は急速に閉山に迫り込まれる。もう一べんこれは過産省としては考え直すべきだと思ひますけれども、この点いかがですか。

○青木政府委員 有明新鉱と夕張新鉱でございますが、二つの新鉱の生産量を二千万トンの中に見込むかどうかといふことでございますが、この点につきましては、二千万トンの需要が確保できたとき、その需要に見合うその炭の出炭量だけでは

なくて、どこの地域から生産される山が残るか、あるいはどういふカロリーの炭が必要とミートするかどうかといふような分析をしなければならぬと思ひますが、その辺は、現在新しい政策立案が事務当局のほうで作業中でございます。したがひまして、この新鉱のトン数をどういふふうな評価するかという点については、現在作業中でございまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、簡単に言いますと、夕張新鉱の場合は、北炭の中で炭量がなくなりまして閉山する山と見合ひの出炭になりますので、特別にこれだけがござい

なつてゐるという感じではないかと考えております。それから、有明新鉱の場合も、三池の全体の生産計画との総合的な運営になると思ひますので、必ずしも、ここで百五十万トンの出炭ができる場合に、供給が百五十万トンふえるといふことにはならないように考えております。その辺の将来の見通しとあわせまして計画をしてまいりたい、このういふふうな考えております。

○相沢委員 五十年に出炭規模の問題、また産炭地振興の問題その他につきまして、二十四日にまた大臣にお尋ねしたいと思ひます。本日は以上で終わります。

○鬼木委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 いま提案されておりますこの鉱害復旧の問題等については、先日私が具体的に質問しまして、また同僚各位からも相当具体的に質問がされておりますので、そういう点を重複を避ける意味において、きょうはその法案等の問題については他日に譲ることになつたと思つております。

実は、この間から私が田中通産大臣と話し合ひをしたこと、あるいは本委員会でも参考人として生産者側、大口需要家側を呼んでやつたことも、これは局長、部長も出席して聞いておられたから御存じであらうと思つてございまして。

ついでに、世の中に、風前のともしびという話がありますが、いま炭鉱は実はそういう状態にあると思つております。そこで、いかにして石炭を

幾らかでも多く使わすようにするかという議論は、ずいぶんやられております。二千万トン以上どうして維持するかなどもずいぶん真剣に論争されておるわけですが、そこで私は局長、部長に伺いたいのは、石炭を二千万トン以上使わすようにするというのを大口需要家に相当積極的に働きかけておられるし、われわれもそういう努力をしておるつもりでおるのですが、さて、大口需要家のほうから、あなた方は石炭をこれだけ使えというのとを相当強く要請されておるが、炭鉱生産者側が一体それだけの石炭を出炭して、われわれに需要に對してはだいたいようぶだということの保証をしてくれませんかという意見が出れば、私は実は自信がないのですが、局長や部長は、もし大口需要家の方面からそういう意見が出てきたら、だいたいようぶです、より以上需要に應ずることができませんか、その見通しについてあなたの方の決意をちょっと聞かしてくださいます。

○**政府委員** 電力も鉄鋼も、量の問題と同時に、当然、取引条件と申しますか、品位なり価格についてのニューザーとしての希望というものをもちろん言っておるわけでございます。したがって、出炭を確保するためには、石炭鉱業の現状からいいますと、政府の助成なくして成り立つというふうには考えませんが、ニューザーが、出炭はだいたいようぶですかという場合に、かりに二千万トンニューザーが買おうと確約した場合におきましても、価格の問題が同時にあるわけでございますから、やはりその点も含めまして、今後の対策の中で、供給ができ、かつ、それが需要者に引き取られ、実際に使用されるというための対策を考えなければならぬ、これが体制委員会のこれからの政策を審議する場合の基本前提になっておるわけでございます。したがって、現在まだこれからの段階でございますから、具体的にこの場では申し上げられませんが、そういう姿勢で審議会を政策を練っていただきまして、それを実行することによってニューザーの心配がないような安定供給体制をとる、こういう筋道になるだろうと思ひます。

○**伊藤(卯)委員** 政府のほうで、大体年々このくらい出炭が減っていくであろうというところの予定を立てておられるのですが、ところが、はるかそれより、なだれ閉山ということであつて、いふ山のほうが多くなつておるのだが、この点は、どういふ点でそういうふうな政府で減産するであろうという予定よりより多くのなだれ閉山が出ておるのか、この原因はどこにあるということであるのか、この原因はどことおられるのですか。

○**政府委員** 昭和四十六年度におきまして六百万トンを若干上回る非常に大きな閉山が現に出たわけでございますが、これは常磐の水没とか、あるいは北海道の住友の事故というふうな、全く予想しなかつた事故による閉山という不幸な事態がございまして、そのために、政府で予想しておつた四十六年度の閉山規模というものを、この事故による閉山分だけは完全に上回つたわけでございます。それ以外の分についてはほぼ見通しの線であつたわけでございます。ただ、過去からのずっと何年間かを通じて見ますと、まさに先生御指摘のとおり、何年度においては約何千万トンの出炭及び消費規模という予測を立てまして石炭政策を進めてまいつたわけでございますが、常にそれから下回つておりました。第四次策で四十八年度の三千六百万トンという一応の見込みに對しまして、昭和四十七年度の実際の出炭需給計画というものは、約一千万トン下の二千七百五十万トンというところまでなつておるわけでございます。これは需要面を政府としても意欲的に若干見ておつたという面もございまして、同時に、やはり対策が必ずしも十分でなくて、そのために経理の悪化もございまして、そういう過去の対策が必ずしも十分でないという結果としての閉山というものも事実あつたことを否定することはできません。また、中には、自然条件が予想を上回つて急に悪くなった、炭層の条件が悪くなつてきた、見通しが悪かつたということの閉山もある程度最近

ではございますが、こういうものを除けば、やはりなるべく将来の需要というものを見通して、その需要も、ただ出てきただけの需要ではなくて、こゝまではぜひ確保したいという線については、それなりの、ニューザーも含めた、政府も入つたコンセンサスをきちんと固めまして、その上でその実現に必要な対策というものをまじめ、積み上げる、こういうことではないかと、幾らでもなだれ閉山になつていくのではないかと、かように反省しております。

○**伊藤(卯)委員** 予想以上にとどめなくなだれ閉山になつて減産になつていくと思つたのですが、それを食い止めてどうして維持していこうという、いわば前向きというか、そういうことについての具体的な対策はどういうふうにしてやろうとおられるのですか。

○**政府委員** この問題につきましては、一応二千万トンを下らないという水準を昭和五十年年度及びそれ以降の出炭の目標にする、国民経済の中でそれだけはぜひ確保するという見地から、今後石炭鉱業審議会で総合的な御検討をいただくことにしておるわけでございます。関係の産業界等からは従来でもいろいろな要望というふうな形で出されておるものがございます。必ずしも煮詰めた形ではございませんが、端的な要望という形で出されておる項目もございまして、それ以外にも、審議会では、やはり総合的な立場から、要望がなかつたことについては検討しないというふうなことでございまして、全般的な立場から、第三者も加えまして御検討をこれからいただくというところでございます。

○**伊藤(卯)委員** どうも局長、あなたの答弁では、私がいま質問しておることについて、具体的な歯どめ、前向きということについて少しも答えておられぬと思つたのです。それからまた、審議会とか、そういうところから、自分たちが困ると言つて持つて、そこを隠れみのにしてずるずるつたりややつていくところに、問題がだんだん取り残されていつてしま

いつつあると思つたのだが、いへば、政府にとつて都合のいいときには審議会の隠れみのを用いて、都合の悪いときには審議会の隠れみのに隠れようとする。それから、いいときには大いに自分らの手柄のように言われる。それは手柄のように言われてもいいのですけれども、審議会だけに依存をされたいというの、私は、行政官庁として、そういう責任をもつてやらなければならぬことについて何らの方針もない、無定見というのか、そういうその日暮らしのようなことでやつておられるところ、私は、石炭問題がだんだん取り残されてきてしまつておると思つたのですが、この審議会というもののみに依存しないで、あなたの方のところでみずからやらなければならぬ行政上の責任もあるのだから、そういうことについて、私がさっきから言つておることについて具体的な対策というものがあつてしかるべきだと思つたが、みずからそういう体制をつくるというのをせないで、やはり審議会の答申に依存をしてみやう、それ以上は何もないといつてわれわれはきめつけていいのですか。

○**政府委員** 石炭鉱業審議会、これは法律上の権威ある機構でございます。第三者も含めまして、生産者、労働組合、それから石炭のニューザーの代表も全部入つておりました。最も権威のある場でございますから、政府といたしまして、そういうところで、いろいろ立場は違ひますが、積極的な意見、前向きな意見をどんどん出していただいて、もちろん政府も事務局として審議会に大いに関係しておるわけでございますから、衆知を尽くしてそこで政策を考えようというところは、これは当然のことであることはお認めいただけると思ひます。その場合に通産省として、ただ人の意見を聞くだけでなくて、腹案を持つておるのかというお尋ねだと私は拝聴したわけでございますが、その点につきましては、従来からいろいろ懸案になつておる点で対策問題としてございしますので、そういう問題について、現在通産省内部では、われわれ独自の立場でできる調査とか検

○伊藤(卯)委員 以前からだんだん審議会等でも政府のほうに答申をしております。その答申の中に、石炭は国策の一つとして必要であるということとはつきりこの前の答申にも書かれて出てきているのですが、そうすれば、それを国策として具体的に解決をしていくのが、私は、行政官庁のその担当の責任と使命だと、こう思っておりますが、この私の考え方は違っていますか。

○伊藤(卯)委員　そのとおりと認められるなら、通産省としてこれに対する具体的な解決対策が必要なわけです。私がさっきから伺っておる、より以上のなだれ閉山で減産していくというものを、どのようにして食いとめていくかということについて私がさっきから伺っておるのだが、どうも具体的な考え方について答弁がないようであります。それらについてもう少し、私が得心のいくような、具体的な対策というものを当然持つておられるだろうと思うから、それをひとつ聞かして下さい。

を検討されていくわけでございますので、現在のところ、ここで具体的にこれが政府の方針であるというふうに申し上げる程度のもはまだまだ実はなないわけでございます。

かなか困難でしょう。そうすれば、安定補給金を国から出して閉山を食いとめさせるようにしていこうということがあると思います。そうすれば、当然、さつきから同僚委員からも質問しておりましたように、やはり油の輸入関税によるいわゆる石炭特別会計、それらによるところの財源によつて安定補給金の問題、あるいは炭鉱がつぶれないように食いとめていくという問題、そこが私は大体当面やれるところの一つのまあまああゝの解決策だと思つておるのです。

そこで、そういうことについてもう少し具体的に、そういうことを解決して食いとめていくといふことについて何らかの議論をされて一つの安全対策を立てられたことはありますか。

○青木政府委員　対策につきましては、現在内部でいろいろわれわれの中で議論をしておるわけでございますが、これである程度いろいろな制度につきましてその及ぼす影響なり利害得失なりを分析しまして、審議会でいろいろな方の意見を聞きながらそれを固めていくという方向で私どもは政策をつくり上げてまいりたいというように考えておるわけでございます。

そこで、そういうことについてももう少し具体的に、そういうことを解決して食いとめていくということについて何らかの議論をされて一つの安全対策を立てられたことはありますか。

○青木政府委員 対策につきましては、現在内部でいろいろわれわれの中で議論をしておるわけでございますが、これである程度いろいろな制度につきましてその及ぼす影響なり利害得失なりを分析しまして、審議会でいろいろな方の意見を聞きながらそれを固めていくという方向で私どもは政策をつくり上げてまいりたいというように考えておるわけでございます。

そこで、たとえば安定補給金というのを増額するのがいいのか、あるいは従来の石炭関係の政策は非常に複雑でございまして、たとえば事業団による近代化資金の貸し付けという制度を強化すればいいのか、あるいは従来の累積赤字をどう処理したらいいのか、いろいろな手段方法がたくさんございます。

で、いま手段を全部洗いましてその問題点を勉強しているという段階でございますので、事務局としまして、この政策を重点にやるべきだとか、あるいはこれをこういうふうに改善するのだとか、あるいはこれを持っているのが正直なところかどうか、あるいはこれを強化するか、あるいはこの制度をむしろなくして集約したほうがいいのかというような問題点について勉強している最中でございます。

○伊藤 仰委員　いま安定補給のそういう貸し付け金等の問題について部長言われたわけですが、そうすると、いま御存じのように政府金融機関である開発銀行あるいは合理化事業団からの貸し金、これはもう各炭鉱から抵当を全部取って手一ぱい貸してしまつて、もう貸す金が私は全然ないと思うのですが、それ以外に何か政府資金として融通されるものがあるか、あるいは炭鉱経営者側

では、もう民間金融機関は炭鉱などは見向きもしない、これは一万円の金を借りることもできぬということから、政府の開発銀行と合理化事業団とに入れておる抵当を抜いてくれ、そうすれば三百万、四百万の民間金融機関から借りの信用状態が出てくるから、こういうせば詰まつた切々たる訴えが出ておるのですが、これはどのように政府のほうでは処理、解決をしてやろうとしておりますか。この問題はもう局長も部長も頭の痛くなるほどよく知っておられるわけですから、何らかこれについての処理対策の方法というものが考えられておると思うが、この点どうです。

○青木政府委員　いま先生御指摘になりましたのは、いわゆる業界で申しております担保抜きの問題だと思えます。この担保抜きにつきましては、業界からも非常に強い要望がございます。私どものはうとしましては、昨年の十二月の石炭鉱業審議会の緊急対策として、政府が肩がわりした分についての担保抜きということの実現性を検討し

ろという課題がおりてまいりまして、それにつきましては、四月十二日に石炭鉱業審議会の資金整理部会というのを開きまして、肩がわりの進行に対応した担保抜きというところを検討いたしました。極力この肩がわりの進行に見合う分だけでも可能な限り実現するということで、金融機関とも相談いたしました。各企業ごとに問題を解明して、政府はこれを十分応援していくという策をとっておるわけでございます。

それから、根本問題としての完全肩がわりとい

うことによります担保抜きの問題につきまして
は、これは根本対策として今後の対策の非常に大
きな課題の一つであると思います。で、完全肩が
わりというかつこうで担保を抜くのがいいのか、
あるいは第一次、第二次にやりましたような第三
次肩がわりということを実施すべきであるのか、
その利害得失その他につきまして現在われわれは
勉強中でございます。それで、完全肩がわりとい
うのに対します問題点の一つは、あまりにも手厚
過ぎるという批判が一部にございますし、それか

ら、完全肩がわりして抜かれた資産をもつてはたしてその企業が石炭鉱業に再投資してくれるかどうかという問題も一つ残るわけでございます。そういうような問題点について現在勉強中ということで、現在の段階はそういうことでございます。

○伊藤(卯)委員　お説教がましいことを言うわけじゃありませんが、炭鉱を優遇し過ぎるという意見があるというようなことをいま部長おっしゃったのですが、ところが、御存じのように、炭鉱は優遇されていないのです。優遇されていないから、政府に石炭国策というものが無いから、そこでだんだん、それこそさっき言った風前のと

もしびみたいになって、全く歩くにも歩けない、
 よちよちしておるといふ状態です。だから、だい
 じょうぶだといふ炭鉱は、私の知る限りにおいて
 は、三つ四つはあるような気もしますけれども、
 現在ある炭鉱の中で三つ四つ以外の炭鉱というも
 のは全くどうすることもできないということが、
 私は一番の大きな悩みだと思っておるのです。

そこで、政府機関に入れておる抵当を完全に抜けないということがあるなら、あるいはいまだ部長が言われたようなそういう段階的な点で、保証とどうか、あるいは借り入れ金ができるというか、そういう形が考えられておるとすれば、それはたはいへんいい。前向きで検討されておると思いますので、その点には私も敬意を表するわけであります。それらの点について、いつごろまでにそういう段階的な信用、借り金のできるようなこと等を

う抵当保証があるということがあったら、ひとつ教えていたいただきたい。

○青木政府委員　現在どこの会社がどういう抵当をどういう金融機関に入れているかというのを御説明することはできませんけれども、合理化事業団が取っておりますのは、ほぼほとんどが鉱業財団でございますので、それをそのままです。換価処分というのはむしろかしいかと思っております。ただ、開銀が持っております債権に見合う担保と、いうのが若干ございまして、これは開銀に対するもののすき間が出てくるというように解せられますので、その辺を弾力的に運用することによって企業によつては若干の担保抜きが成立する可能性がある、と思ひます。

なお、これは緊急対策でございますので、本格的な対策ができるまで、ことし昭和四十七年度一年の企業の非常に苦しい資金繰りを幾らかでも助けようということでございますので、極力そういうケースを見つけて、幾らかでも企業の金融負担を一つつけてやりたいというのが、私どものせつかのねらいでございます。

○伊藤卯三委員　開発銀行が抵当を取り過ぎておるから、ひとつ取り過ぎておる点を、解除といふか、そういう形で開発銀行がその取り過ぎた抵当を出して、それによって民間から借りられるようにするか、あるいはその取り過ぎておる抵当に開発銀行が上積みをして貸すようにするか、そうなければ私は一つの道がある、こう思うのです。そう

いう考え方でいま私が開発銀行を取り過ぎておるものについての二つの意見を出した。それらについてどうですか。金融の道がそこにある程度あるということが部長のところまで満たされるという見通しがありますか。

○青木政府委員　まだ実際に具体的なケースが出てきておりませんが、可能性はあり得ると

思つております。

○伊藤(卯)委員 それじゃ、ひとつそれを貧者の一灯というか、とにかくそういうこと等で努力を

なかりうかと思いますが、そういうことについていかがでしょう。

○**荘政府委員** 混炭の問題につきましてはその必要性が非常にございますので、現在引き続き、海外の状況、それからユーズーとの間の話し合い等、石炭協会を中心に検討を實際続けております。まだ結論は出ておりませんが、主として電力用炭でございますが、この問題については、硫黄の問題の解決という点も含めまして実際の検討

そこで、一手買い取り販売の問題でございますが、先般の参考人の意見聴取の際にも重要な議題になったことは、十分承知いたしております。今回の体制委員会での石炭対策の検討にあたりましては、体制問題といわれておる問題全体につきましては、各委員にもいろいろな御意見があるようでござ

ざいまして、重要な審議事項として予定されておりますので、当然、一手買い取り販売の問題も、それからその他のいわゆる一本化の問題等も、すべて審議会場で議論されるわけでございますが、この一手買い取り販売会社の場合には、価格差の調整というふうな機能の問題も当然に相伴って出てまいるかと存じます。混炭の問題もござい

ますが、そういう大きな政策とのからみ合いの問題もございますので、審議会でも重要な審議事項として考えております。御趣旨の点は私どもも心得ておりますので、一手販売会社をつくるということになるかどうかは別にいたしまして、前向きに検討いたします。

○伊藤(卯)委員 私がつきから質問しております。

す金融上の問題、これは全くもう炭鉱を存続させることができるかできないかというせっぱ詰まった問題であります。この金融処置をどうしてやるかということ、それからいま私が提案して質問しておるこの一手買い取り一手販売という処理の方法も、これもやはり一つの国策としての問題になりますから、事務当局で事務折衝の上だけではな

なかなか困難な点のあることを私も十分知ることが
できます。ですから、この次の本委員会に田中通

るのではないかという言い方をしたのですが、私のそういう失礼な言い方が正しいかどうか。正しくないといすれば、日本の石炭産業はこういう確固不動な方向でエネルギー政策の中の重要な一環として進むのだということをお知らせ願いたいと思うのですが、基本的な態度をまずお尋ねしたいと思います。

○**莊政府委員** 従来も政府といたしましては石炭対策について決して何もしなかったわけではないと考えておりますが、結果として、コストアップの要因なり自然条件の悪化の程度というものが、遺憾ながら、従来のところ常に予想を上回るような結果になっておったことも事実でございますし、公害の問題が全国的な問題になってきたとか、あるいは石炭産業と全く無縁な理由によるもので、責任は企業には全くないと思ひますが、円の切り上げのために輸入炭の価格がますます安くなるというように、全く内外ともに困難をきわめる事態が、常に政府の見通しを上回る形で出てきたということは、率直に私も反省をしておる点でございます。したがひまして、従来の対策で考えておりました出炭の規模あるいは石炭の使用の規模というものにつきましたも、結果としてはやや大きなものになっており、その結果として政府の対策のほうもどうしても広く薄くというふうな形に、結果としてはこれまた相なっておるといふふうなことを申し上げなければならぬと思うわけでございます。ただ、政府といたしましては、決して経済原則一本やりで、ユーザ―

の言いなりしておればいいということではございませぬし、たとえ今回の石炭鑑査審議会の場の議論を一つとってみても、ユーズの言いなりというのは、言っておるだけの数字というのは、国の政策的な見地からはそれは認めらるべきではないという委員各位の御意見もございしますし、通産省といたしましても、これは生産部門も持っておりますし、需要部門もかかえておるわけでございますが、次官、大臣まであげた通産省一本の思想としては、全く審議会の先生方の御意向と同じであったという点があるわけでございします。さらに、実際上のわれわれの姿勢といたしましても、今回の需要の問題一つとりましても、全国の三十五の火力発電所につきまして、約二カ月くらいかかまして可能な限りの徹底した調査、検討を行ないまして、ほんとうに石炭がたけないのか、いつまでならたけるのかということにつきましての突っ込んだ調査、検討を行なうて、決して企業一辺倒とか、そういう姿勢は持たずに、実はやっておるつもりでございます。今後におきましても、石炭といえどももちろんこれは国のエネルギーでございますし、その結果というものは国民全体にやはり経済面、社会面でも影響がございしますし、石炭対策といえども、最終的にこれを負担するものはすべて国民でございますから、そういうことは心得ておるつもりでございます。すけれども、これは同時に、国民全体の代表であるところの政府の立場としては、長期的な見地から、ナショナルセキュリティを確保するということ、長期的に見て国民全体の福祉につながるという判断に立ちまして、財源は無限というわけではなくはありますが、その範囲内で石炭対策というものは確立をはかるといふ姿勢で臨んでおるわけでございます。決してユーズにすべてを放置して経済原則の前にすべてを投げ出すというふうな考え方はごうも持っておりません。この点を申し上げておきたいと思ひます。

位置づけというものは、実に決定的な意味を持つて日本の産業の発展になつたわけなんですけれども、現在これはいろいろ複雑な面から見て非常に困難に当面している。そういう当面を中ですきつとした政策を出すということは、非常に困難と思ひますし、非常に苦慮されていると思う。その気持ちはわかりますけれども、やはりもうここまで言つたらこれはちょっと言い過ぎですが、こういう状況になつてはこれはもうエネルギー問題として解決できないのじゃないかと思うのです。ですから、さつきどなたが質問されたときに、これはもう腹をきめてやらなければならぬんじゃないか、そういう段階じゃないかということと同僚議員は質問しておつたようですが、事実そういうところまで来ているのじゃないかと思うのです。そういう点では、もうとにかくこうしなればだめだ、こうすることによって非常に希望が持てるのだという線を出すように腹を固めてこれは今後の政策を出していただきたいということをお願いしたいのです。

そこでお尋ねしますが、通産省としては四十七年度における石炭の需給見通し、これをどのようになきめておられますか、ちよつと説明していただきたい。

○青木政府委員 四十七年度の需給見通しといたしましては、総供給量を二千七百五十万トンと見ております。総供給のうち、原料炭が千三百八十万トン、それから無煙炭燐石が五十万トン、一般炭が千三百二十万トン、合計で二千七百五十万トンでございます。このほか雑炭が百三十万トンばかりある見込みでございます。

需要のほうは全体で二千八百二十二万トンというふうに見ております。このうち、原料炭が千四百二十万トン、無煙炭燐石が五十七万トン、一般炭が、精炭で千三百六十三万トン、このほか雑炭百三十万トンを見込んでおります。この需給の差は貯炭減というふうに見ております。

○田代委員 その供給の二千七百五十万トンですね、ところが、これはずっと昨年なり一昨年から貯炭というやつがあるのじゃないですか。その関係を見なければ需給関係ははつきりしないのじゃないですか。

○青木政府委員 四十七年度の年度初めの貯炭は、八百一十万トン見込んでおります。そのうち一般炭が、内数で六百五十万トンでございます。以上のような需給がありまして、四十七年度末の貯炭は七百二十九万トンになりまして、そのうち一般炭は、内数で五百六十二万トンというふうに見込んでおります。

○田代委員 そうしますと、いまの需給関係ですね、いわゆる供給関係としては、貯炭も含めて三千五百五十一万トン、それから需要が二千八百二十二万トン、こういうことになるわけですね。そうすると、その根拠、実際に供給はそれだけのものが確保される、それから需要は、必ず二千八百二十二万トンの需要というものが四十七年度において確保されるというその根拠、これはどういうことになりませんか。事実こういうことにはほんとうに間違いなくなるかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○青木政府委員 これは四十七年度におきます石炭の需給見通しでございますので、現段階においては私どもはこうなることと考えておりますが、年度半ばにおいてもう一ベン洗い直しをする予定でございます。ただ現在のところの展望といたしましてはこういう需給になるであろうということ、供給のほうは、各山ごとの生産計画の積み上げでございます。それから需要のほうは、これくらいのものであるだろうということと同時に、大口の需要業界にはこれだけ引き取ってほしいという要請数量でもあります。需要業界のほうにもこういう要請をいたして、一応納得いただいているという数字でございます。

○田代委員 そうすると、この二千八百二十二万トンの需要については、鉄鋼あるいは電力、そういう大口その他については大体確保できるという

数字だ、そういうことになっておるわけですね。

○青木政府委員 業界全体としてこれくらい引き取るという納得をいただいている数字でございます。ただ、途中生産が落ちましたりあるいは状況が変わりますと、見直しをしなければならぬと思ひますが、現段階では、納得いただいている数字だというふうに御了解いただいていいかと思ひます。

○田代委員 そうしますと、こういう需給見通しの数字が出ておるわけですが、この数字がこういうこととして、そういう目標から見て大体これだけの供給を達成する、あるいは需給等のバランスをとるといふことになりまして、やはり相当な閉山見込みあるいは出炭減見込みというふうなことがあるんじゃないですか。その点どうですか。そういうことはないんですか。

○青木政府委員 この供給見込みの生産計画の中には、閉山量は二百七十万トン見込んでおります。

○田代委員 そういう需給計画を立てておられるんですけれども、これがこの見込みどおりいくとして、これではやはり日本の石炭産業というものはもうしり細りにならざるを得ないですね。したがって、これは労働関係から言えば、炭鉱労働者が失業の方向へ非常に不安を感じるといふような問題が起るわけなんです、そのような問題は別として、そうすると、輸入炭量、この見込みはどうですか。

○青木政府委員 四十七年度の輸入の見込みは、原料炭で四千八百七十万トン見込んでおります。

○田代委員 そうすると、輸入炭は約五千万トンですね。これは将来の切り上げなんかとの関係もありましようけれども、需給関係を見て、将来の方向、大体輸入炭の傾向というもののについては、ふえるのか、減るのか、減らすのか、そういう点の見通しをちよつと知らしていただきたいと思ひます。

○青木政府委員 この需給見通しは、年度ごとの需給見通しでございますので、将来の見通しを含ま

んでおりません。ただ、実績等を比較してみますと、四十六年度の実績見通しでまいりますと、輸入炭が四千六百七十二万トンでございまして、国内炭が四十六年度は二千七百七十三万トンでございまして、輸入炭の比率は、若干絶対量でいいますけれども、比率では下がるといふことで、なるべく需要者に輸入を抑制していただく、国内炭をたくさん使ってもらふということで協力を要請しております。

○田代委員 では次に、鉱害関係法案と直接関係するのですが、お尋ねいたします。

今度の法案では、十年間に残存鉱害を全部なくするといふプランになっておりますが、実際にこの計画によって十年間にほんとうにこの復旧が完了するといふことが言えるかどうか、また、かりにそれが目標どおりにいかずに残存するといふようなことになった場合、また新しく出る鉱害に対する対策という点につきましては、どのようなお考えを持っておられますか。

○政府委員 十年間の鉱害復旧を考へます前提といたしまして、昭和四十四年度に、すでに発生済みの鉱害、それから今後の石炭の採掘に伴って新しく起るであろう鉱害というものを全国的に通産省で調査をいたしました。それを把握した上で、十年間で全部を解決するといふ基本的な方針を固めたわけなんです。その当時の時価で、四十四年末で千三百億程度のものが残っております。今後の工事費、物価等も当然年々上がりますので、千三百八億円の予算があれば当然解決ができるというところではございせんけれども、従来非常におくれておりました家屋の復旧等は、なるべく早い時期に繰り上げて行なうといふような弾力的な運用を含めまして、十年間でこれは十分に解決できる、また、今後におきましては全国的な鉱害の量の調査というものはやはり行ないまして、その正確な数字を把握した上で十年間で必ず全部片づける、間違いないようにいたします。

○田代委員 非常に確信をもって、間違いないようにということをおっしゃいましたが、非常に

けつこうなことですけれども、いままでのあれからいって、実際にこの鉱害の被害者からいいますと、不安が非常に残っておりますね。私もとしましては、やはりいま、太鼓判を押したような形で、十年間で片づかぬじゃないか、片づかないこれは十年間で片づかぬじゃないか、片づかないといふふうな思ひやうでございます。もしそういう場合に、鉱害が残るとか、新しく起るとか、あるいは新鉱害がふえるといふようなことになった場合には、どういふ手を打たれますか。いまは、とにかく十年でなくなるとおっしゃるから、手を打つ必要はないといふことになりまして、手をつた被害者なり私どもとしては、とにかくそういうふうな樂觀するわけにはいかないと、いふ点で、そこにやはり弾力性を持った見通しを考へなければいけないう、その問題についての政府のお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員 石炭鉱業の実態から申しまして、次第に北海道に重点が移りつつあるといふふうな事情もございまして。北海道の場合には、原則として、地理的条件から申しまして、地盤沈下等起る危険が非常に少ないわけでございます。主として鉱害は、従来も現在も九州地区でございまして、けれども、その九州地区でも、ようやく鉱害の安定期と申しますか、地盤沈下等が下がる時期に相当入ってまいりましたので、今後全国的に見ましておむね三年程度を目途にすべての地域につきまして、その復旧基本計画というのをつくりまして、その復旧基本計画の中ですべて物件別に復旧の目標年次といふのをきめるといふふうに、法律制度の上でも、おるわけでございます。この目標年次といふものは従来は定められておりました、今回の法律改正でそれを入れたわけでございます。その後におきまして、やはり予想よりも鉱害が上回って続発してくるということが、九州等において起こらないといふことは断言できません。したがって、これは定期的に国で全国的な鉱害の状況の調査というものを行ないまして、その計画の補正ということも行ないつつ、必

ず十年の間で全部片づける、こういうふうないたす所存でございます。

○田代委員 そういふ確信で、十年目にすかっと全部鉱害がなくなったというように、われわれの不安を解消してもらふように期待しまして、次に、今度の法案の中で特に産炭地の振興といふことが非常に強く、以前よりは前進していることは、われわれこれを評価いたしますが、また、その中で、農地とか、いわゆる農業関係においても、これはずっと発展するようにすべきだといふような、非常に正しい方向が打ち出されておりますが、そういう関係の中で、これはいつか私もちょっと質問しましたが、国有林の問題ですね。全国的に産炭地の地方自治体の中に国有林というものがある面積があると思うのですが、この産炭地域における関係の国有林の調査はされておりますか。

○中井説明員 産炭地域振興計画をつくります際に、都道府県あるいは地元の市町村等というものを地域の振興策につぎまして御相談申し上げておりました。かなり詳しい調査を毎年委託費等も出しながらやっております。その中におきまして、各市町村のいろいろな計画等から問題になってまいります国有林その他の関係、こういったものを一応把握はいたしておるつもりでございます。ただ、全国の問題その他に官庁の統計等によるものはございません。

○田代委員 これは法律が通産関係が主になって出ておりますけれども、産炭地振興という問題になりまして、これは関係している各官庁、政府一体なんですから、これは通産関係ではない、これは農林省関係だといふふうに分けられると迷惑すると思うのです。ですから、そういう問題が被害者なり関係自治体からあれば、これは一体となつて対策を立ててもらわなければいけない。そして、きょう私どもが質問する場合、きょうは農林省なり営林署関係は来てないから答弁できませんというふうなことじゃ困ると思うのです。そうい

う要望なり質問があったら、それは即時関係の省に自分みずからのこととして対処してもらつて、そうして正しい結論が出るようにしていただく必要があると思うのですが、とにかく、ただいまの御答弁では、一応産炭地振興という原則からいって、関係地方自治体における国有林の調査なるものが把握できているといふことなんです、具体的に筑豊なんかからいろいろ陳情が来ております、これは相当に典型的な、あそこは筑豊の山田という市があります。これはとにかく炭鉱ばかりで栄えた町で、現在全国一の、一万余人しかいないような、市としては最小の、町でもあまり大きな町でないくらいに小さな町になってい。そこが何とかやりたいといふことで、考へてみたら、そういう国有林が相当ある。これを活用するならば、住宅とか営業とか、そういう点で非常に役立つといふ計画を立てておられるといふようなことがある。これはこの山田だけではなくて、福岡県の嘉穂郡の、たとえば嘉穂町とかいうところもそういうものが来てまして、この資料を送つてきたりしておりますが、そういうところでも相当の国有林がある。これを払い下げてもらえば、いま言ったようなことで非常に産炭地の振興に役立つ、また、どうしても現在そういう手を打たなければ市としてはやれぬのだといふような、せっぱ詰まった気持ちもあるようなんです。

この際、嘉穂郡といふところから言いますと、嘉穂郡の城山といふところから十三ヘクタール、それからそれに隣接した笹尾とかいうような地域が六十七ヘクタールというように、相当の大きな国有林があつて、これにナシを植えたりあるいはブドウ園にするといふようなこと、あるいはその他の農耕関係に使いたい、こういうプランを持つておるといふわけです。ところが、これがいままでも払い下げがでなかつた。これはどうしても払い下げてもらいたい。ですから、これを払い下げることにして、この法律に基づいて、関係各省、通産省はもちろん、農林省あるいは大蔵省なんかも、どうしても、産炭地振興の

法案のたてまえからいっても、地方自治体が要望する方向を見きわめたりしてやるべきだということとを、積極的に国有林の払い下げ問題を重大なテーマとして対処していただきたい。

地元の人は、この法案ができたということは知っていても、これをどんなにすれば払い下げてもらえるかというところは、実際にはうといのです。だから、そういう場合において、産炭地を振興させたい、また、させなければならぬという立場からは、そのうとい地方自治体なり、また地域の住民の方々に對して、こうこうこうされればこれは払い下げできますよというふうに、上から誘導してもらうのが政治じゃないかと思うのです。ですから、そういう点が幾らかやられておるうちに聞いておられますけれども、より積極的にこれとはにかかやっていたきたい。たとえば山田のいまの払い下げの問題でも、たとえば直方の営林署まではそういう話は来ておるけれども、九州全体を管轄する熊本営林局にはまだ行っていないとか、それがまたその上の農林省なりは来ていないということ、そこでふん詰まりになつてしまいくないかというふうな事情があるわけなんです。そういう場合には、親切に、こうしなさい、そうしたらこういうふうには払い下げできますよ、それによって、これができると地方自治体が相当振興のためには役立つというふうな積極的な働きかけを上からやっていたきたい、そういう姿勢を持っていたきたいということをまず要望したいのですが、その際に、この払い下げの価格ですね、これが高いので、なかなか地方も——御承知のように、産炭地の地方自治体というものは、赤字財政で四苦八苦しておるわけですから、そういう点で、ほんとうにはしいけれども、また払い下げるといふことがきまっても、価格が高いので手が出ないということ、たとえばいまの山田とか嘉穂郡のこの付近は、相場相場のいいますと大体坪五百円くらいだということですね。ところが、実際に払い下げてもらったら、ずいぶん高いらしくて、手が出ない。だから、ただでくれればそれ

は一番いいのですけれども、ただでいただきたいというところは言わないというのです。地場のそういうような現在の相場からいいますと、坪五百円くらいで払い下げていただくということがはつきりすれば、無理してでもとにかく金をつくって払い下げてもらいたい、そして産炭地振興のそういう方向で役立たせていきたいという、非常に切実な要望が来ておるわけです。そうすると、この坪五百円見当の払い下げというところはできるとか、できぬとかいうことは、いま御答弁できますか。

○中井説明員 私ども、昨年の暮れに審議会から答申をいただきました産炭地振興計画によりまして、先ほど先生からも御指摘のございましたように、製造業の立地が非常に不適当なところにつきましては、農林でありますとか、通産でございますとか、そういういろいろな、その土地に適したような産業を育成していくという大きな方針を立てておるわけでございます。そういう意味では、先ほど例示として御指摘のございました筑豊南部の農業開発につきましても、県とわれわれ共同いたしましたいろいろな調査等もやつておるわけでございますが、その際、当然地元市町村等ともいろいろな御相談をいたしておりますけれども、国有林の払い下げにつきましては、別途やはり国有林の払い下げからむ問題としての地元計画が必要になってまいります。その辺がややウイークな点があつたようでありまして、私ども、昨年の暮れから、地元等に對しまして、地元の、直方営林署になりますけれども、直方営林署にきちつとした計画を出して十分な説明を行なうことが大切であるというふうな指導もやつたわけでございます。御指摘のように、これからのいろいろな地域開発を行ないます場合には、それに必要な国有財産の活用、これも大切な問題でございますので、われわれ従来からも地元といういろいろ連絡をとりながら各省関係に協力を依頼申し上げておつたわけでございますが、今後とも、われわれとしましては、そういう地域開発の観点から、一そう

強力に協力依頼をしたいと思つております。なお、価格の問題につきましては、国有財産の払い下げのいろいろな基準等もございと思いますので、その辺のところを詰めてまいりませんと、私どものほうでは、いまの段階でできるだけ安く、地域開発に役立つようにということで、各省に協力の依頼を申し上げますけれども、値段の問題につきましてはちょっと差し控えていただきたいと思ひます。

○田代委員 大蔵省関係おられますか。——いい、じゃ、あれですが、いま言いましたように、五百円とか六百円とかというところは、それはすく御答弁していただきたいということにはいかぬと思ひますけれども、これは普通世間の国有林の一般の払い下げ価格ということで考えてもらつては困ると思うんです。これは当然のことですけれども、産炭地をとにかく振興させるというこの大義名分が大きな原則として出ておりますから、したがつて、一般の場合には八百円でも、産炭地においては五百円にするとというような手を打つのが正しいんじゃないかと私は思ふんです。まして、地元のはうはそういう無理は言っていないんで、その地域の相場相場のいいんだというふうなことを言つておられますから、その点は十分考慮して、それで地元の要望に沿うように努力していただきたいということをお願いしておきます。

時間の関係がありますから次に入りたいと思ふんですけれども、この前のときに相沢議員が質問されたと思うのですが、北海道において閉山が相次いでそして炭鉱の失業者が非常にふえてきて、しかも就職がまだできない相当数の方がおられるというふうな問題。北海道におけるそういう失業対策、あるいは福岡県なんかでやつております緊就というやつですね、緊急就労事業、あるいは開就といわれるやつ、こういう緊就とか開就とかいう失対事業について、北海道の事情はどのようになつておりますか。

○桑原政府委員 炭鉱離職者対策につきましては、先生御承知のように、求職手帳を出しまして、それで手当を差上げて、その間に職業訓練とか職業紹介とか、いろいろな手当をしまして、そして安定した雇用についていただく、こういうたてまえになつております。そういうたてまえになりましたのは、御承知のように、三十八年におきます炭鉱離職者臨時措置法によつてそういうたてまえになつたわけでございます。それ以後、緊就事業につきましては、新規に入れないといううかつこうになつております。したがつて、新規に出てまいられず炭鉱離職者につきましては、先ほど申しました手厚いいろいろな援護対策を講じながら、職業紹介等を通じて安定した雇用についていただく、こういうことになつております。現在、緊就事業につきましては、三十八年現在において実施しておられます地域においては実施いたしております。したがつて、当時北海道は実施されておられませんでしたので、現在も実施をいたしていない、こういう事情になつております。それから、その後、そういう炭鉱離職者の対策が、手帳制度を中心とした対策と関連いたしまして、その産炭地域において、その地域の振興をはかりながら、暫定的な雇用の場をつくり出すという意味において、産炭地開就事業というものが最近できたわけでございますが、これは現時点におきましては、特にこれまでの閉山の状態が、九州、特に福岡を中心として大量に離職者が出てこられて、滞留の状態があるというふうな判断から、そういう地域に現在行なわれております。したがつて、私どものほうから見ますと、北海道地域においてはまだそういう滞留の状況というもの、筑豊等から比べますと、必ずしもそこまではいっていないというふうなことが一つと、それからもう一つは、北海道地域は積雪寒冷地域でございますので、年間を通じて十分なそういう事業があるかどうかという技術的な問題もございまして、いま申し上げましたような事情で北海道地

域においては現在実施しておられません。

○田代委員 ただいま御説明でございましたけれども、年間の事業として仕事があるかどうかと、これは結局くふうの問題じゃないのですか。幾ら雪が降ったって、実際仕事があると思いませんか。基本的にはこれは、そういう失業者で非常に食うことに困っておられる方々を、やっぱり社会保障の観点からこれは救済するという大眼目がありますから、一年じゅう北海道は寒いから、雪があるから仕事がないなんというところで片づけられてはいかぬと思いませんか。それから、開就というようなことで、福岡あるいはその他の地域のように失業者の滞留ということが北海道においてはまだ少ないからというふうなふうに承ったんですけれども、もうすでに滞留ということは相当始まっているんじゃないかと思いませんか。であれば、これはやはり当然早く、そういう失業してほんとに気の毒な労働者の方に対して、とにかくにも食いつなぐために、そういう怒をあげてやるという親心を持つべきだと、このように思うわけなんです。北海道がその点で非常に除外されるということ、これは歴史的なものもありましょう。けれども、これはやっぱり私どもとしては非常に不十分じゃないかと思いませんか。

それとの関連で、福岡その他の地域、常磐あたりもそうなんですけれども、緊就、開就のこのワグです、これをもう少し広げる必要があるんじゃないか。非常に希望者が多いけれども、これはとにかくワグをふやさない。それから単価が安くて、なせもう少し単価を上げてくれないか。単価を上げるといふことは、これは地方自治体にとりまして非常にやばい大事なことで、地方自治体としてもやはりこの単価を上げてほしいという切実な要望があるわけなんです。その点についてひとつお答えいただきたいと思いませんか。

○桑原政府委員 緊就事業につきましては、先ほど申し上げましたように、新規に入ってまいりませんから、ワグの拡大ということよりも、むしろ、就職されたりあるいは年をとってやめていか

れるというところでワグが小さくなってまいるわけでございます。ただ私どもは、四十七年度の予算では、現在参議院で御審議いただいておりますので、ございませうけれども、三千四百人のワグを確保しております。現在就労していただいております方の数からいいますと、十分対処できると私どもは考えております。単価のほうは、三千百円から三千四百円、三百円アップいたしまして予定を組んでおります。

〔委員長退席、相沢委員長代理着席〕
それから産炭地開就事業のほうは、三千二百人のワグでございます。これは四十六年と同じでございます。これはいろいろ事情がありますが、私どもも、この三千二百人で、いろいろ御希望がございましてワグの拡大には努力いたしましたけれども、こういうような事情で、まあまあやっていけるのではないかと、いろいろに感じておりますが、特に単価のほうの御希望も強かったので、むしろそちらのほうに重点を置きまして、五千円を四十七年度の予算で五千六百元、六百円上げまして予算を組んでおるわけでございます。

○田代委員 あと一、二点で終わりますが、そういう事業を含めた公共事業の労務費ですね、労務費が、福岡県の場合、全国的なあれから非常に安いんですね。これはなぜか、私は非常に疑問に思うんです。たとえば四十六年のこの資料によりまして、広島なんかと比べて——四十七年のあれでも、広島は公共事業の労務費の単価というのが二千八百円なのに、福岡は千八百三十円。大阪なんかは二千六百八十円で、はるかに高い。これは大都会ですから、高いのは当然ですが、岡山なんかもやっぱり広島並みの二千八百円なのに、福岡は千八百三十円。それから北海道が二千四百八十円なのに、福岡は千八百三十円というふうに、非常に安いんですね。福岡は、都市関係から見ると、政令都市が二つもある。東西南北、非常にそういう産業が発達した地域なのに、なぜこのように公共事業における労務費の単価が安いのかということですね。これはどういうわけですか。非常に

安いのです。当然これは上げなければいかぬと私は思うのですが、大体上げるような形になっていくのかどうか、その点の御答弁を願いたいと思うのです。

○桑原政府委員 公共事業の賃金は、失対賃金と違ひまして、労使でお話し合っておきめいたただく、こういうのが原則になっております。ただ現在、運輸省、建設省、農林省、この三省で、この公共事業の設計にあつたての労務費の一つの基準というものを示しになるようでございますけれども、そういうのが一つの準拠になっておるのではないかと思ひます。これについては私ども労働省はタッチいたしておりますが、基本的には、その三省で相当の数の調査をやられて、それによつてきめておられるように聞いております。

○田代委員 まだ聞きたいのですけれども、時間が長くなりましたから、終わります。

○相沢委員長代理 続いて、岡田利春君。
○岡田委員 きょうは時間がありませんから、数点にしぼつただけ質問いたします。
初めに、本法案に関係のある問題で、先ほど詰めて議論が行なわれた産炭地振興法十一條の改正についてですが、これは制度的にいえば、今年の予算は去年の実績分に対してそれぞれの地方自治団体にこの補助金が出されるわけなんです。昭和四十七年度の実績に対しては四十八年度支給されるわけなんです。したがって、十一條の改正は、今年の適当な臨時国会もしくは来年度間に合うように通常国会で必ず検討し、その結果を法改正をするというところは約束できますか、できませんか。
○莊政府委員 私ども通産省といたしましては、ぜひ四十七年度当初からこれを改正したいという気持ちで予算折衝に臨んだわけでございます。不幸にして力足らず実現することができなかったわけでございます。そこで、大蔵大臣と通産大臣との予算の閣僚折衝の場合に、通産省で十項目程度

重要事項が大臣間で議論されたわけでございますが、その中にこの問題が入りまして、引き続き検討をする、通産省といたしましては、これはもちろん前向きに実現するという方向で検討するということであるというふうな了承をいたしております。ただ、公共事業費というのは、各省の予算、道路とかその他関連のあることでもございします。政府内部での主務官庁というの予算当局になるわけでございますので、時期についてはまだ私この場で直ちに必ずということは申し上げられません。通産省としては、可能な限りなるべく早い時期にという気持ちでおることだけは、はっきり申し上げたいと思ひます。

○岡田委員 この点、二十四日に本法案について一応どうするかという日程がありますから、ここまですでにわたつて詰めておる議論でありますので、通産大臣も委員会に出席するでしょうし、相対的なものがないとするならば、議員修正をわれわれは提案せざるを得ないと判断をいたしておるわけなんです。したがって、この点については次の委員会までの間に明確な回答が出るように、この点強く指摘をしておきたいと思ひます。

〔相沢委員長代理退席、委員長着席〕
次に、これはもう簡単に答弁願ひたいのですが、第四次政策は失敗したと思つておるかどうか。私は第四次政策は明らかに失敗であり、この第四次政策の審議に当たつた一員としてその責任を痛感いたしておりますけれども、いかがですか。

○莊政府委員 出炭の目標数字というものについては、なるほどかなり下回つた結果が出ておるわけではあります。けれども、第四次政策なかりせば、すでに石炭産業というものは全山閉山しておつたのではないかと思ひます。そういう意味におきまして、今後しっかりと対策を講じて石炭産業を安定させるということが、やはり政府として一番大事なことでございまして、これは完全な全部の失敗というふうには実は政府としては考えておりません。

第二類第四号 石炭対策特別委員会議録第六号

昭和四十七年四月二十日

一五

○岡田委員 昭和四十八年に三千六百万トン程度、労働者数は十一万人程度ということで第四次政策が組まれたわけですが、結果、労働者は五万を割り、出炭は二千七百万トンに大きく落ちて、しかも三年間で二千七百万トンの閉山が行なわれた。このことは、やはり石炭政策の基本は何であるのかというのを考える場合に、これは当然失敗だといえるのではないのか。大なだれ議論というものをやりかけたけれども、何ぼいったら一体大なだれなのか。政府は、大なだれではないと抗弁してきた。われわれは、このなだれは続くだろう、大なだれになるだろうということを指摘した。そのとおり全部なっているわけですが、私は、そういう趣旨からいって、これは明らかに失敗であるということになると思うのですが、いかがですか。第四次政策があるという問題ではないわけですが、第四次政策の目ざしたものに到達できなかった、当然失敗であるということにはすなおに認めていいのではないのか。それとも政府は、第四次政策は石炭の撤退論であつたから、一応二千七百万トン程度までは維持をしておるし、基本的な石炭の総撤退方向を旨としたものであるから、その限りにおいては失敗ではないというならば別です。いかがですか。

○政府委員 四次策そのものは石炭の総撤退を目ざしたものでないということは、もう申し上げるまでもないことだと思います。ただ、先ほど私御答弁申し上げましたが、政府の見通しというものがある点に、結果として見込み違ひになつておつた、予算措置その他も広く薄く、効果の薄いという面が事実あつたという点は、率直に反省をいたしております。この四次策での経験というものは、今後ぜひこれを活用いたしまして、前向きに政策を今後充実するという努力をいたしたいと思ひます。

○岡田委員 私は、少なくとも権威ある審議会の議を経て練つた計画でこれだけの差が出る計画というのは、幾らいまの政府の計画がずさんとはいへ、他に類例がないことだけは言え

るのではないかと、こう実は思つておるわけなんです。そこで、第二点の問題ですが、現在石炭需給の見通しについて非常に問題が提起をされておるわけですが、私は西ドイツで関係者とも数回にわたつていろいろ話し合ひしたこともございますけれども、西ドイツの石炭関係者は、日本の政策に対してある程度注目をしております。日本もまた、西ドイツの石炭政策に対して注目をしております。そういう関係にあり、ヨーロッパ三国の場合も、一応民間体制でやっておるのとは西ドイツでありますから、当然西ドイツの政策というものがわが国の私企業石炭体制の中では最も注目されなければならぬ政策であるわけですが、そういう角度から、西ドイツの需給対策は、私の把握ではこのようになつておると思ひますが、このとおり認識をされているかどうかということだけを返事をいただければいいわけですが。

燃料油消費税、重質油二千五百円・トン、軽質油千円・トン、これをことし、来年、二年重質油に限つて五百円ずつ引き下げをする。油の値段も上がつてまいりましたから、こういう政策をことし、来年、二年間にやる。電力用炭二法に基づいて公共発電における使用燃料の五〇%の石炭使用を義務づけている。新設石炭火力建設に対する税制上の恩典として、建設費の四五%を準備金に繰り入れていく。電力用炭に対する重油との価格差補給金は大体千円から千五百円補給している。輸入石炭、これはおもに原料炭ですが、輸入石炭に対する関税割り当て制、七百二十万トンとこえる数量に対しては千六百円の関税を割り当てている。そういう需給確保対策をとりながら、財源を確保し、価格差の調整をする。こういう政策をとつておるわけですが、これはこのとおり認識は一致いたしますか。

○青木政府委員 ただいま手元に精密な資料はございませんので明確にお答えできませんが、おおむねそのとおりだと思います。

○岡田委員 原料炭の輸入炭と、わが国の鉄鋼あるいはガス会社が引き取つておる原料炭の価格の差、先般のあれでは、五百円補給して千三百円、しかし、円切り上げ後さらに広がつてつある、こゝう言われているわけですが、ですから、この点をまずわれわれは西ドイツの場合と比較いたします。もし関税を課するということと同じような観点に立つた場合、国内出炭量、これに見合う分は無関係、それ以上に関税を課するドイツ方式でやれば、これは別にその問題ではなくなつてくるのではないのかという一つの視点がある。当然、原料炭でも二種類ありますから、内容はこちらに検討しなければならぬけれども、そういう見方がある。一方、電力の場合には、わが国は油のダンピング市場でありましたけれども、七〇年代は徐々に国際価格に統一されてきているわけですが、四十五年には重油のカロリー当たりは六十一銭一厘、四十六年には七十八銭、四十七年にはまだ若干上るでありますが、公害規制もきびしくなつてまいりますから、当然価格というものは上がつてまいります。そして北海道、九州の産炭地と揚げ地を比較いたしますと、油の七十八銭に対して、石炭は、北海道の場合四十九銭五厘、九州は七十八銭に対して六十二銭八厘、揚げ地の場合には七十八銭に対して八十八銭、ここまで縮まってきた。もちろん、炭鉱には別に補助金は出しておりまして、価格の面で見ればここまで縮まってきたということができると思ひますが、こゝういふ数字の理解は一致いたしますか。

○青木政府委員 私の手元にあります資料で見ますと、四十六年度上期で見ますと、北電でカリリー当たり石炭が四十九銭、重油が八十銭それから九電で石炭が六十七銭、重油が六十九銭、揚げ地平均で見ますと、石炭が九十四銭、重油が七十二銭となつておりますが、これは時期のとり方等で若干の差があると思ひますが、おおむね大体一致する数字だと思います。

○岡田委員 産炭地の油の価格というのは、揚げ地と同じように、たとえば北海道でいへば、苫小牧で見た場合、もちろん、内陸へ運べば高くなりま

す。九州の場合も同様であります。こゝういふとり方で揚げ地と同じ条件で油の価格をとつても、産炭地の場合の価格は安いのだ。もちろん石炭にはデメリットがございます。こゝういふけれども、こゝまでくると、やはりこれからの石炭政策には従来の第四次政策の発想を転換させなければならぬのではないかと、こゝう私は思つておる。いわば従来の政策は、国内の資源を確保しつつ産炭地経済の安定をはかつていくという面がやはり非常に大きな柱であつたろうと私は思つておる。そしてこの場合も社会摩擦をできるだけ解消するといふ点がウエイトが高かつたと思つておる。しかし、第五次政策の柱は、私は、国際的に今日エネルギーが不足の傾向があり、価格の高騰の傾向も慢性的に続いているわけでありま

すから、そういう意味でいま各国ともエネルギー政策の転換期に立たされておるし、転換の方向をいま求めておる。ということは、最も豊富なエネルギーを持つておるアメリカでさえもその政策の転換を迫られておるわけですが、そういう国際環境の中では、資源の確保の国際的な連帯性、特に経済成長が最も早い資源多消費型の世界第一のエネルギー消費国、輸入消費国である日本として、国際的な信義を考へなければならぬ。こゝまでくると、国内資源の積極的な確保を考へなければならぬと同時に、従来の、経済の振興、安定を考へていく、こゝから次の第五次政策を発想する時期である、こゝう視点を定め、石炭の位置づけを考へるべきだと思ひますが、この基本についてはいかがですか。

○政府委員 OPECの原油値上げ等を契機にいたしまして、世界のエネルギーというものは、六〇年代と変わりました。七〇年代以降は高価格時代に入らうというものが、次第に一般的な見方になりつつある点は、先生御指摘のとおりでございます。他方、わが国の石炭産業も、自然条件も、相当長期の間に、国際水準よりもやはり非常に深いところを掘るとか、炭層がますます薄くな

るとかいうふうな、国際的に見て困難な条件がふえてまいっている。片一方、経済の成長の中で賃金の上昇ということも、石炭だけが低いというわけにはいかないという困難な事情等も他方またございませう。これらは総合的に考え合わせるべき事項だとは存じますが、やはりわが国が圧倒的に石油に依存していることは事実でございます。それで、別途のきわめて安定、低廉な第三のエネルギーが確立すればまた話は別でございますけれども、少なくともここ当分の間、国内にある石炭というのは、ヨーロッパ各国でも可能な限度でこれは極力維持するという政策が現にあるようにございませう。わが国の場合にも、基本的な認識として、いまお話がございましたように、私もそういうふうな考えております。

○岡田委員 わが国に入ってきている、国内原油と同じサルファ・〇・一のインドネシアミナスをはじめとする各種原油の価格は、ここ約半年の間、昨年の暮れから今日まで何%上昇しておりますか。

○駐政府委員 二億キロリットルほど輸入されております原油の総平均で申し上げますが、OPECの値上げ前に比べて、積み地のFOBで約四〇%の値上がりでございます。十二月に大幅な円切り上げがありましたので、現在のCIF日本価格で円三百八円レートで換算いたしまして、OPECの値上げ前に比べて約二〇%の値上がりでございます。この中でも、インドネシア等のものはFOB価格で約五〇%値上がりしておりますので、CIFでは二割をはるかにこえております。

○岡田委員 これをC重油として国内に転嫁しておる値上げ分は大体六〇%になっているのではなからうか、私はこう見ておるわけですが。最近特に、一三・六%の一方的な通告で値上げをする、これに対して手の打ちようがないというのが現状であります。ですから、円切り上げで、別にいまの段階ではまだ、最大の消費企業である電力の重油価格が引き下がるのではないわけですか。

ね。もうそれ以前にすでに上げておりますから、下がった分はもう前の赤字は帳消しだと精製会社は言っているわけでありませうから、国内の最大の消費企業である電力からいえば、上がったものはそのままストレートでほとんど転嫁をされているということが言えるのではないかと承知しております。

そこで私は、そういう情勢の中で、第五次政策をどこから発想するかということが一体きめられておるのかどうか、そういう議論が真剣になされておるのかどうか。いわば技術論で議論しているのか、ある一定の要件を積み重ねて議論しているのか、そういう方向でいま体制委員会は第五次政策の審議をしているのか。少なくとも事務当局としては、第五次政策の作成にあたって、どういう基本的な方針で議論を進めているのか。この点、私もはずいぶんいろいろ資料を見ておりますけれども、別にそういう考え方というものを言われていないわけですが、石炭が困るから、石炭が危機だからやるんだという程度の考えではないかと思うのですが、この点は何か明確な視点を定められて第五次政策を出されておるかどうか、伺っておきたいと思ひます。

○駐政府委員 石炭鉱業審議会の体制部会の中立委員の先生方の場で、相当突っ込んだいろいろな意見交換、討議が行なわれたわけでございますが、その中で、いわゆる価格差の問題、世界のエネルギー価格の上昇を全般的にどう見るかというふうな点について、もちろん検討がなされたわけでございます。そして、ユーザの言っている千五百万トンということにこだわってはやはり正しくないという認識というものが、そういう審議と、それ以外の事項もいろいろ審議しておりますから、全体の結果として出たわけでございます。いま御指摘のございましたような、将来の全体のエネルギーコストの中にも見る、こういう視点からも、千五百万トンだけで考えるのはおかしいという議論が出てきたことは事実でございます。

○岡田委員 私は、もしイギリス、ドイツ、フランスの三国が、わが国と同じような鋭角的なスクラップ方式をとっていたら、世界の石炭需給事情は一体どうなっていたらどうかという点について考えてみなければならぬ重大な時期にきているのではないかと判断をするわけですが、すでにオーストラリアの原料炭は、一部イギリスでは輸入を始めておるわけですが、もしこの三国の石炭が日本のようになれば現象で閉山を続けていくという仮説を立てれば、アメリカの原料炭を持ってくるのは、ヨーロッパのほうが近いし、船舶も大型化できるわけですが。日本の場合には、これはパナマ運河で大体六千トン程度の船に制限をされるという地理的な制約があるわけですが。だから、ヨーロッパの各国が苦勞しながら今日一億四千万トンとか一億一千万トンとか石炭を確保していることによつて、わが国が、国際的に石炭の需給事情の面から見れば安い、ある程度価格の面についてヨーロッパと競合しないで、米炭、カナダ炭、オーストラリア炭を確保することが条件にあるということとは、一面言えるのではないかと私は思うのですが、そういう見解についてはいかがですか。

○青木政府委員 御指摘の点は、そう言えると私も考えます。

○岡田委員 そこで私は原料炭というもののについて考えてみたいのですが、いままでの第四次政策までの間、原料炭はとにかく鉄鋼ユーザとして引き取るという原則が明確に確立をされ、何回も確認をされて今日までの政策に至っている、この私どもは受けとめておるわけですが、そして先般中間答申がなされて、原料炭確保という点について鉄鋼業界からも要請があつて、原料炭へ傾斜する政策を確立したということも、これはよく認識されておるかどうかと思ひます。

私は、さらに、わが国の原料炭の需要が停滞あるいは減少していくというならば、ここにはある程度の調整をしなければならぬと思うのですが、去年とことしと比較して、貯炭も多過ぎましたから、ことしの引き取り分は五千万トンを若干

落ちるぐらいだ。しかし、やはり契約内容を見れば、七千五百万トン程度の一定の量のうち八〇%、七〇%程度は長期契約をいたしておるわけでありませうから、伸び方は別にしまして、これから原料炭の需要はふえていくことだけは間違いないわけですが、そういう中で、無関税方式で、しかも従来の政策の立て方は、原料炭は引き取るのだという原則が一貫して流れてきておったのでありますから、そういう意味では、原料炭の位置づけというものは、政策の流れからいってそうむずかしいことではないのではないかと。いやしかし、私企業だから、うんと言わなければ引き取らないというならば、うんと言わなければ引き取らないと承知して、価格を調整してもいいわけですが。これも政策ですよ。それがいやなら、ある一定の量の原料炭は引き取る。いづれを選択するかという決断をしなければ、政策は立たぬのではないかと、需要確保の面のびつとしたものは出てこないのではないか。原料炭について言えば、私はそう思うわけですが。

一般炭について言えば、昭和四十八年度に電力で二千万トンの石炭をたぐというのが第四次政策の柱であつた。それが今日くずれて、五十年には、九電力では、北海道電力の二百二十万トン程度だといふユーザ側の希望が出てまいつたわけでありませうけれども、これは単に公害問題からくる環境の変化ということだけではないし、これはすうかえられてはならないと私は思うわけですが、もし価格差の問題が問題であるとするならば、私はこれは政策で調整できる態勢に入つてきたと思うのです。原油が五千円を割るようなダンピング時代とは違つたわけでありませうから、これは西ドイツと同一の政策をとれば、直接重油の消費税をかけるのですから、少なくとも千円かければ、重油価格は半分ですから、フィフティ・フィフティに見ても、五百円という価格は調整されるわけですが。大体納めている石炭で換算してみますと、揚げ地でカリフォルニア価格で見れば五百三十四円くらいでしよう。そうすると、これは調整できるわけ

